

二宮町 緑の基本計画

平成 17 年 3 月

二 宮 町

= 目次 =

計画の概要	1
第1章 二宮町の現況と都市特性	
1 - 1 自然的条件	2
1 - 2 社会的条件	4
1 - 3 緑の現況及び特徴	7
第2章 上位・関連計画	
2 - 1 神奈川県広域緑地計画	11
2 - 2 にのみや総合長期プラン	12
2 - 3 二宮町都市計画マスタープラン	13
2 - 4 二宮町環境基本計画	14
第3章 住民意向調査	15
第4章 現況解析と計画に向けての課題	
4 - 1 4系統別の解析・評価	22
4 - 2 計画に向けての課題	30
第5章 緑地の保全及び緑化の目標	
5 - 1 基本方針の設定	33
5 - 2 計画フレームの設定	37
5 - 3 緑の目標水準の設定	40
第6章 緑の配置方針	
6 - 1 4系統別緑地の配置方針	50
6 - 2 総合的な緑地の配置方針	58
6 - 3 緑化重点地区の設定	59
第7章 実現のための施策	
7 - 1 施策体系	62
7 - 2 緑地の整備・保全のための施策	63
7 - 3 緑化の推進のための施策	71
7 - 4 緑化重点地区の緑化推進方針	74
7 - 5 計画実現に向けて	76

計画の概要

「緑の基本計画」とは

「緑の基本計画」は、平成 6 年の都市緑地保全法（現都市緑地法）の改正により、都市の緑全般に関わる計画制度として創設されたもので、河川や農地、各種公共公益施設の緑地、さらに民有地の緑地をも対象とし、都市計画行政の範囲にとどまらない都市の緑とオープンスペース全てに関する総合的な緑の計画制度である。

計画策定の目的

近年、身近な生活空間における自然とのふれあいや都市の安全性確保など、緑に対する住民の関心はますます高まっている。

都市の緑は、大気汚染の浄化等の都市環境維持・改善の機能、災害時の避難場所等の防災機能、都市のうるおいとなる景観形成機能、住民のレクリエーションの場としての機能など、様々な機能を有しており、重要な資源といえるものである。しかしながら、何も施策を講じなければ失われていく恐れがあるため、確実に確保していくためには長期的で総合的な計画が必要となってくる。

このようなことを踏まえ、二宮町緑の基本計画は、将来の町の緑をどうするか、そのあり方や考え方を示すことを長期的かつ総合的な観点から示すことを目的に策定した。

計画の内容

町の緑に関する現況調査と解析・評価、課題の整理結果を踏まえ、町の緑づくりのための基本理念と将来像、基本方針を策定した上で、具体的な緑の目標水準を設定した。

また、将来像を実現するための緑の配置方針について検討し、目標を実現するための緑地の保全及び緑化の推進のための施策について検討を行った。

なお、緑の基本計画は、おおむね 20 年後を見据えた長期的な計画であり、計画達成の目標年次は、平成 37 年としている。

計画策定の経過

平成 15 年度：緑の現況調査、解析・評価と課題整理の実施

- ・二宮町の現況と都市特性
- ・上位・関連計画
- ・住民意向調査（町民アンケート調査）
- ・現況解析と計画に向けての課題

平成 16 年度：緑地の保全及び緑化の目標、配置方針、施策の検討

- ・「緑の基本計画策定委員会」の開催
- ・基本理念、将来像、基本方針、計画目標水準
- ・緑地の配置方針
- ・実現のための施策

第 1 章 二宮町の現況と都市特性

1 - 1 自然的条件

(1) 位置・地勢

本町は、神奈川県西南部に位置し、東京からの距離は約 70km である。東は大磯町、北は丹沢連峰を背に中井町、西は中村川をはさんで小田原市、南は白砂青松と紺青の海原「相模湾」に面している。

(2) 沿革

中世：師長（しなが）国に属する霜見という地名と呼ばれた東国の一山村であったが、大化の改新（645 年）で国、郡、里の制が取り入れられると、相模国に合併された。川勾神社が、地域の鎮守として多くの人々から信仰された。この頃からこの地方が「二宮」と呼ばれるようになった。

江戸時代：幕府の直轄地となって、一色、中里、二宮、山西、川勾の五ヶ村による村制が施行され東海道の宿場として賑った。

昭和 10 年：町制の施行で二宮町となった。

昭和 40 年代～：宅地の造成が急速に進められ年々人口が増加した。

昭和 50 年代～：二宮駅舎が改良され、町の玄関が一新するとともに、道路、公園、体育館など公共施設の建設が進められてきた。

(3) 気候・風土

気候は、冬温かく、夏涼しい地中海型で、「湘南のリヴィエラ」として知られている。

(4) 植生

1) 特徴的な植生

本町に生育する植物種は、126 科 947 種が確認されており、水田と斜面林からなる谷戸、台地上の樹林地、河川、海域など多様な生育環境を反映した植物相となっており、動物の生息基盤を提供している。

自然植生は、釜野の稲荷森や古い屋敷林のイノデ - タブノキ群集、海岸の急斜面のマサキ - トベラ群集、川勾神社や吾妻神社の社寺林の一部に見られるヤブコウジ - スダジイ群集等であり、この 3 つの植生は二宮町の本来の植生と推定されているが、現在はいずれも小規模なものとなっている。代償植生は、二次林であるオニバシリ - コナラ群集、クロマツ林、モウソウチク林・マダケ林等となっている。

資料：二宮町環境基本計画（平成 14 年 3 月）

2) 町木と町花

町の木「つばき」は、古くから武士や高貴な身分の人々にめでられ、品種も多くさし木など簡単に増える木である。町の中にも多く、親しみの深い木となっている。

また、町の花「カンナ」は、明治の末に渡来した花で、生命力が強く、赤や黄と色もあざやかである。他の花の少なくなった頃に咲き出して町の中を明るくしている。

資料：二宮町統計書（平成 14 年版）

(5) 土地自然特性

1) 陸生動物の分布

本町に生息する動物種は、ホンドイタチやタヌキ等のほ乳類、フクロウやカワセミ等の鳥類、その他、両生類・爬虫類、昆虫類など、655種が確認されており、狭い町域にしては、様々な環境要素があり、多様な生物相を育てていると考えられる。

資料：二宮町環境基本計画（平成14年3月）

2) 史跡・天然記念物

史跡が1、天然記念物が4指定されている。

資料：二宮町統計書（平成14年版）

3) 保存樹木

町で指定されている保存樹木は松がもっとも多く279本、その他クスノキ、ケヤキ、サクラ等となっており、計336本が指定されている。

資料：二宮町道路公園課資料（平成16年3月）



図1-1-1 史跡・天然記念物

1 - 2 社会的条件

(1) 人口

人口は 3 万人前後で横ばい傾向が続いており、平成 14 年時で 30,773 人となっている。一方、世帯数は増加の一途をたどっており、平成 14 年時で 11,024 世帯となっている。

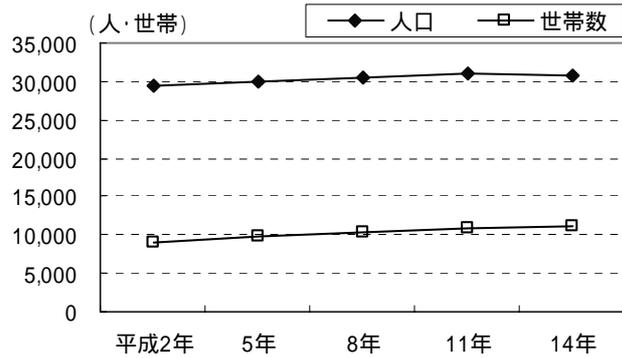


図 1 - 2 - 1 世帯と人口

(2) 産業・就業等の動向

1) 産業別にみた人口構成

第一次産業、第二次産業が減少傾向にあり、第三次産業が増加傾向にある。平成 12 年時で、第一次 1.7%、第二次 27.5%、第三次 70.2%となっている。

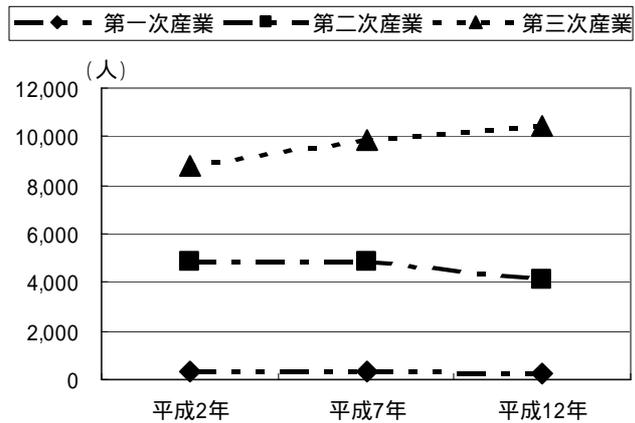


図 1 - 2 - 2 産業別就業人口

2) 農業

就業人口は平成 7 年から平成 12 年で約 30% 増加しており、農家数は微減している。

また、耕地面積や農家数 1 戸当たりの耕地面積も減少している。

3) 漁業

就業者数、経営体数ともに減少している。就業者数は平成 5 年の 36 人から平成 10 年には 25 人となっており、5 年間で約 30% 減少している。

4) 工業

事業所数、従業者数ともに減少しており、平成 13 年で事業所数が 45 件、従業者数が 565 人となっている。また、製造品出荷額も減少を続けている。

5) 商業

商店数は減少、従業者数は増加しており、平成 11 年で商店数（卸売業・小売業）が 327 件、従業者数が 1,925 人となっている。また、年間商品販売額は減少を続けている。

6) 観光・レクリエーション

観光入込客数は、年間 50 万人程度で推移しており、そのうち、吾妻山公園が約 6 割を、袖が浦海岸が約 3 割を占めている。

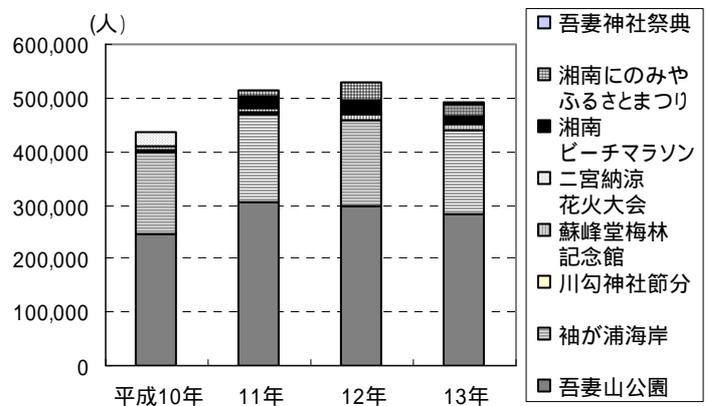


図 1 - 2 - 3 観光入込客数

資料：すべて二宮町統計書（平成 14 年版）

(3) 土地利用の動向

1) 土地利用の状況

町域面積 908ha のうち、田 17ha、畑 183ha、宅地 278ha、山林 152ha、雑種地 87ha、その他 191ha であり、このうち 434ha が市街化区域、474ha が市街化調整区域に指定されている。

(平成 13 年現在)

表 1 - 2 - 1 土地利用面積の推移

単位：ha

区分	平成3年	平成8年	平成13年
総面積	896	908	908
田	29	21	17
畑	212	195	183
宅地	239	264	278
山林	173	159	152
雑種地	70	78	87
その他	174	191	191

資料：二宮町統計書（平成 14 年版）

2) 開発許可

現在までの開発許可は、7 件、1,090,770 m²となっている。

資料：都市計画基礎調査（平成 14 年）



図 1 - 2 - 4 土地利用図

資料：都市計画基礎調査（平成 14 年）

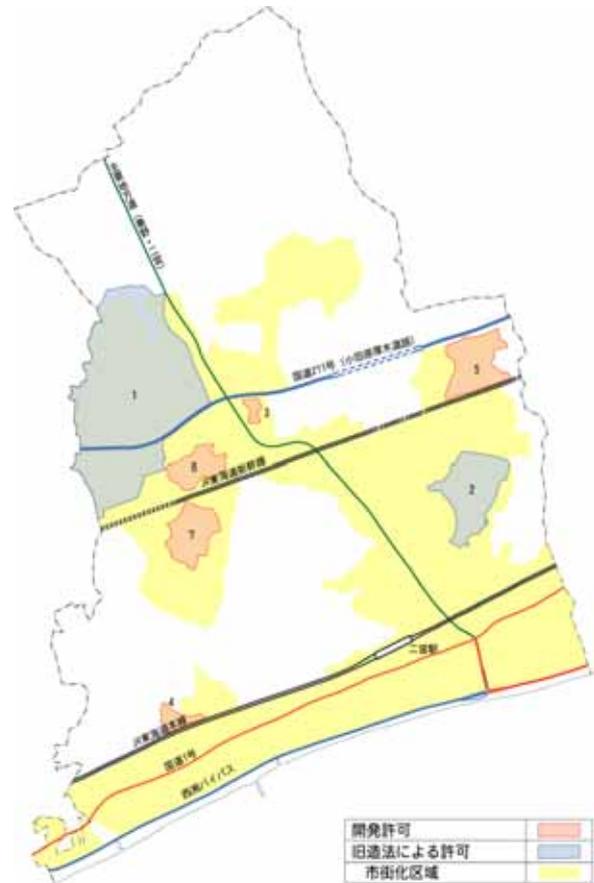


図 1 - 2 - 5 開発許可

3) 宅地開発

現在までの宅地開発の状況を見ると、「百合が丘」がもっとも規模が大きく71.9ha、次いで「富士見が丘一丁目」が13.2haとなっている。

資料：二宮町都市整備課資料
(平成15年)

4) 市街地開発

海岸地帯土地地区画整理事業を除く9地区で事業が完了しており、その面積は計84haとなっている。

資料：二宮町都市整備課資料
(平成15年)

5) 農地転用

主な転用先としては住宅用地への転用が中心であり、全体に占める割合は平成13年で11,589㎡(68.4%)、次いで、駐車場が2,483㎡(14.7%)となっている。

資料：二宮町統計書(平成14年版)

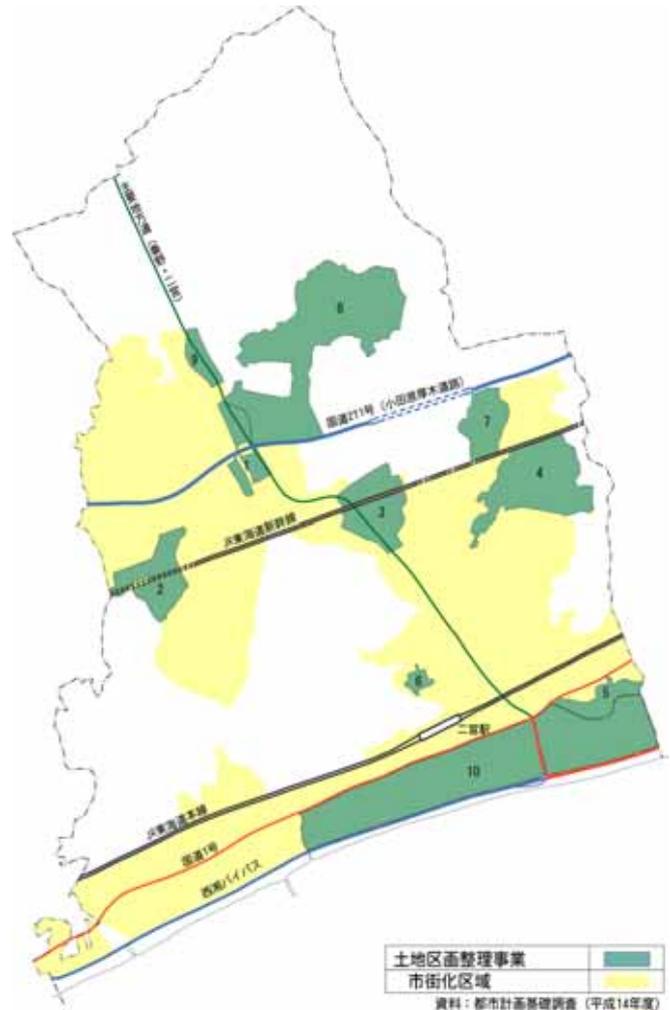


図1-2-6 市街地開発

(4) 都市環境

1) 公害発生状況

平成9～10年は苦情件数が少なかったが、平成11年から13年は増加している。平成13年には、大気が8件、騒音、悪臭がそれぞれ3件となっている。工場等からの発生は少なく、大気や騒音の主な発生源である主要な幹線道路が町内を通過していることが原因となっていると考えられる。

資料：二宮町統計書(平成14年版)

2) 災害発生状況

火災は、過去5年間においては、平成9年において林野の消失面積が3000㎡となっているが、その後は各年とも消失面積は1000㎡に達していない。また、近年は、浸水等の水害は発生していない。

資料：二宮町統計書(平成14年版)、都市計画基礎調査(平成14年)

1 - 3 緑の現況及び特徴

(1) 緑被状況

1) 緑被地現況

本町の植生で特に多いのはクヌギ・コナラで、町全体に分布している。また、市街化調整区域を中心として畑、果樹園も多い。

表 1 - 3 - 1 緑被地現況量

単位：ha

	市街化区域内 人口集中地区	市街化区域内 人口集中地区を除く	市街化調整区域	町域内計
自然林	0.0	0.0	0.1	0.1
スギ、ヒノキ等の人工林	0.5	6.1	15.4	22.0
クヌギ、コナラ	20.1	13.4	132.7	166.2
竹林	0.0	0.0	0.6	0.6
ススキ、ササ	0.5	0.0	0.0	0.5
水田	0.2	0.0	1.5	1.7
畑	13.3	3.8	54.1	71.2
果樹園	2.4	2.0	88.5	92.9
裸地	6.2	1.1	9.7	17.0
水面	4.3	1.0	3.2	8.5
水辺	0.0	0.0	0.6	0.6
都市公園の植栽地	4.2	1.5	12.2	17.9
公共公益施設の植栽	1.5	0.0	5.8	7.3
民有地の植栽地	0.1	0.0	27.6	27.7
合計	53.3	28.9	352.0	434.2

資料：都市計画基礎調査（平成14年）

2) 緑の変遷

本町の緑の変遷は図のようになっており、様々な開発によって緑が減少してきた。

資料：各年航空写真



図 1 - 3 - 1 緑の変遷

(2) 緑地現況

1) 都市公園

都市公園は、16 箇所、計 178,734.95 m² である。このうち、吾妻山公園が全体の 64% を占めており、市街化区域内には面積が少なくなっている。

資料：二宮町統計書（平成 14 年版）

2) 公共施設緑地

都市公園に準じる緑地

都市公園に準じる緑地として、平成 14 年現在、児童遊園地が 41 箇所、計 24,683.65 m²、こどもの広場が 16 箇所、計 3,401.57 m² となっている。

資料：二宮町都市整備課資料

公共公益施設の植栽地など

公共公益施設の植栽地は、9 箇所、59,226 m² となっているが、市街化区域内には少ない。

資料：都市計画基礎調査（平成 14 年）

道路の植栽地など

街路樹については、二宮駅前、百合が丘、緑が丘、葛川沿いの一部を中心に整備されている。また、緑道は緑道整備計画に基づいて整備されたもので、緑が丘、中里、富士見が丘の 3 地区において 28 箇所の緑道がある。

資料：都市計画基礎調査（平成 14 年）

二宮町都市整備課資料

3) 民間施設緑地

海岸線の松

二宮海岸の沿岸一帯には松が群生しており、国道 1 号以南においては、高さ 8 m 以上の松が 1448 本存在する。

資料：海岸線松等実態調査報告書（平成 12 年）

その他の民間施設緑地

その他の民間施設緑地は、6 箇所、261,222 m² となっている。

資料：都市計画基礎調査（平成 14 年）

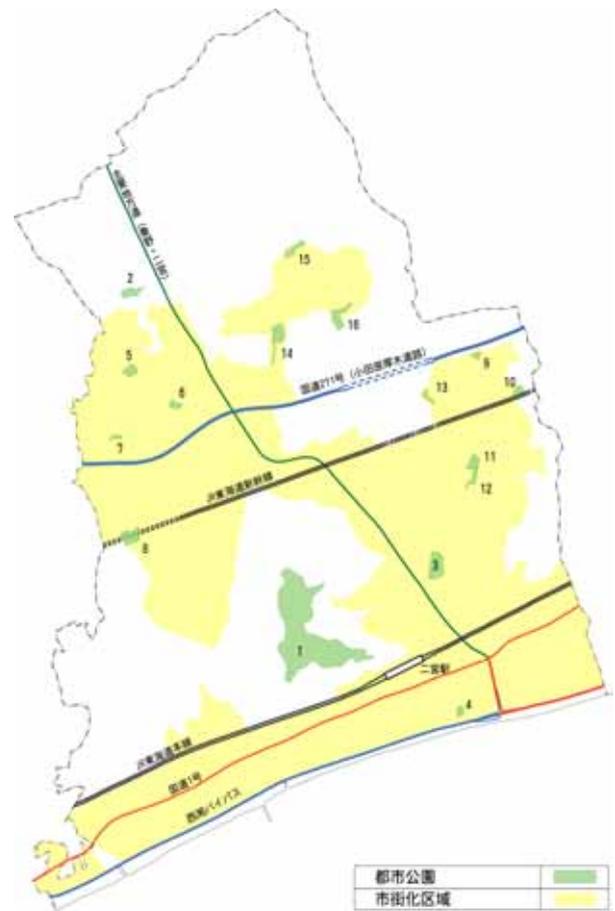


図 1 - 3 - 2 都市公園



図 1 - 3 - 3 海岸線の松分布

4) 地域制緑地等

法、協定、条例等により土地利用が規制されている地域制緑地等について、以下に抽出・整理した。

表 1 - 3 - 2 地域制緑地等

名称	面積 (ha)	根拠法・指定
風致地区	吾妻山	都市計画法
自然環境保全地域	山王山	自然環境保全法
	川勾神社	
史跡・天然記念物	蘇峰堂の庭園	町
	ナシ、モモ原木群	県
	フジの木	町
	タブの木	町
	カヤの木	町

資料：神奈川県自然公園・自然環境保全地域等区域図（平成7年3月）
二宮町統計書（平成14年版）



図 1 - 3 - 4 地域制緑地等

(3) 緑化に係る普及・啓発活動

緑化に係る普及・啓発活動としては、「花いっぱい運動」「花とみどりのつどい」等を開催している。

(4) その他

1) 防災

避難所などの指定

緑のオープンスペースは、水害や地震などの災害時に市民の安全を守るための重要な防災拠点となる。特に、公園、学校などの公共施設緑地は、大きな効果を発揮する。

二宮町地域防災計画（平成 9 年修正：二宮町）においては、学校などの公共施設を中心に広域避難場所 10 箇所、その他の避難場所 54 箇所を指定している。

資料：二宮町地域防災計画資料編（平成 9 年修正）

緊急輸送路

・県指定

名称	概要	路線名
第一次路線	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、緊急輸送の骨格をなす道路。	国道 1 号 国道 271 号 (小田原厚木道路)
第二次路線	第一次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する道路のうち、市町村庁舎に連絡する道路。	県道 71 号 (秦野二宮)

・町指定

名称	路線名
救援物資等の備蓄倉庫や集積地点を結ぶ道路	国道 1 号
主要公共施設（公立病院、血液センター等）警察署等を結ぶ道路	国道 271 号（小田原厚木道路） 県道 71 号（秦野二宮）

資料：二宮町都市整備課資料（平成 15 年）

災害防止に関する法律による規制区域

土石流危険渓流として 6 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所として 67 箇所、砂防指定地として葛川と打越川の一部、海岸保全区域として海岸一帯がそれぞれ指定されている。

資料：神奈川県土砂災害危険箇所マップ（平成 16 年 3 月）

二宮町都市計画基礎調査（平成 14 年）

2) 屋外レクリエーション施設

屋外レクリエーション施設としては、町施設の運動場等が 5 箇所、学校体育施設開放が 5 箇所、町営プールが 4 箇所となっている。

資料：二宮町統計書（平成 14 年版）

第2章 上位・関連計画

2 - 1 神奈川県広域緑地計画（平成9年3月）

（1）緑地の保全・整備の基本方針

- ・生物の多様性の維持、回復を基本に、都市における自然環境の保全をさらに推進し、環境負荷の少ないまちづくりをめざす。
- ・多様化する公園緑地へのニーズに応え、生活の豊かさが実感できる都市環境の実現をめざす。
- ・他の施設との連携を強化しつつ、防災的な役割を果たす公園緑地を体系的に確保し、安心して暮らせるまちづくりをめざす。
- ・郷土のすぐれた景観や歴史を保全・育成し、文化の香り高い美しい都市環境の実現をめざす。

（2）計画目標水準の設定

1）緑地の確保目標水準

目標年次までに緑地の都市計画区域面積に対する割合を約4割確保する。

2）都市公園の施設として整備すべき緑地の目標水準

- ・中間年次における都市公園を一人当たり概ね7㎡確保することを目標とする。
- ・目標年次における都市公園を一人当たり概ね10㎡確保することを目標とする。
- ・超長期目標における都市公園を一人当たり概ね20㎡確保することを目標とする。

（3）緑の将来像

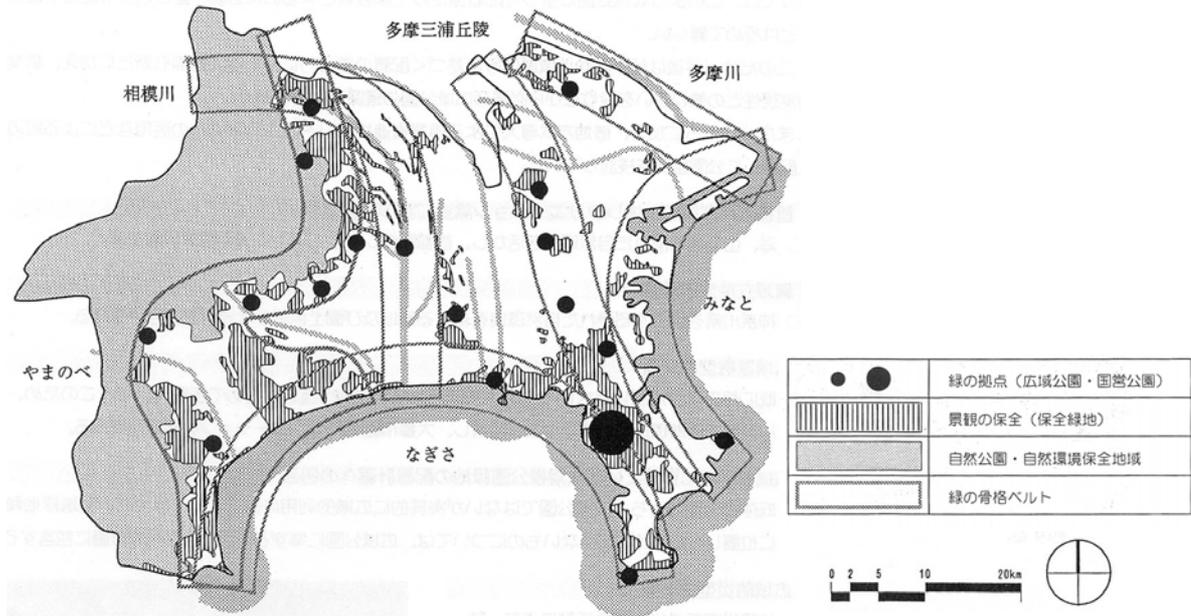


図2 - 1 - 1 緑の骨格ベルトの設定

2 - 2 にのみや総合長期プラン（平成 15 年 3 月）

（1）将来像

みどりと優しさと勇気あふれる町 湘南にのみや

（2）将来の具体的な姿

1）町の姿

- ・葛川などの河川や里山の緑、農地、海など自然が豊かなまち
- ・低層住宅を主体とした閑静で良好な住宅地
- ・防災拠点としての公園や子どもが遊べる小公園、広場が点在するゆとりあるまち
- ・吾妻山や海岸、葛川沿い、まちなかなどが歩道や散策路、自転車ネットワークで結ばれた、楽しく安全に歩けるまち
- ・買い物など生活利便性が高く、誰もが暮らしやすいまち
- ・多彩な自然資源や地域文化など地域固有の魅力を掘り起こし、体験や学習ができるまち

2）土地利用

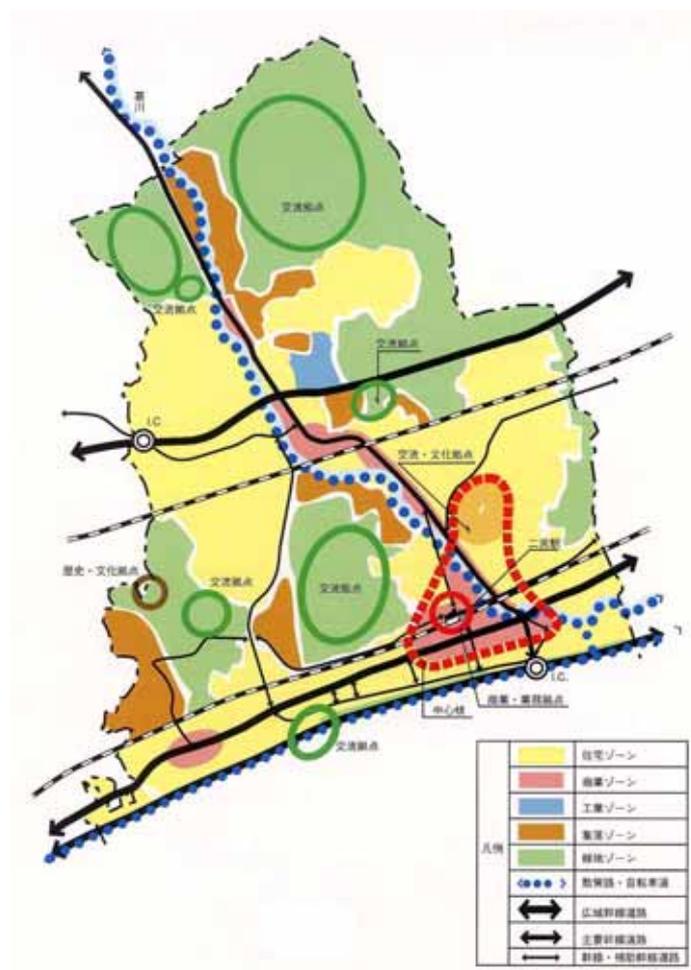


図 2 - 2 - 1 土地利用図

2 - 3 二宮町都市計画マスタープラン（平成8年3月）

（1）将来都市像

豊かな自然を活かしたいいきいきコミュニティ湘南にのみや

（2）都市づくりの理念

- ・人にやさしい安全で快適な環境
- ・自然と都市環境が調和したまち
- ・便利で住みよい活力のあるまち

（3）将来都市構造

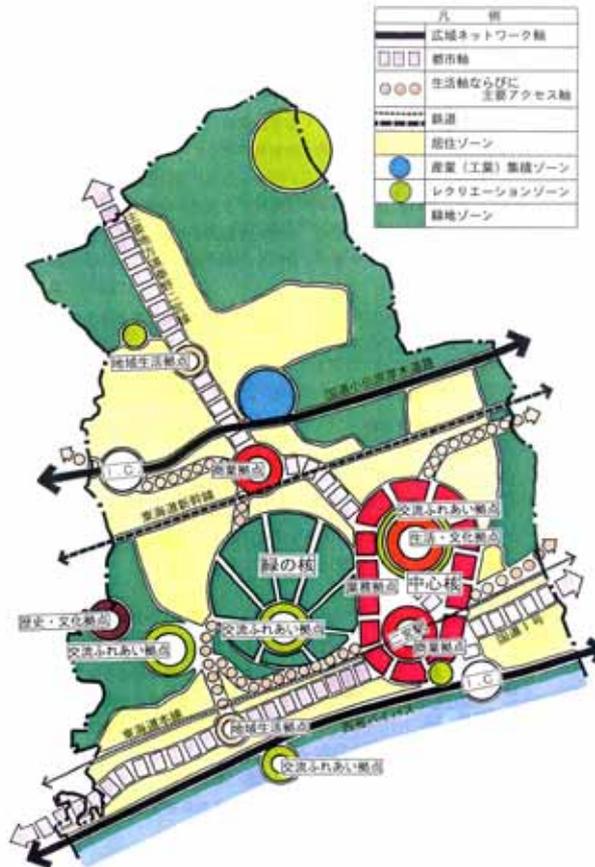


図 2 - 3 - 1 将来都市構造

（4）公園緑地の整備方針

表 2 - 3 - 1 緑地の確保目標水準

平成 27 年における 緑地確保目標量	市街化区域面積に対する 割合	都市計画区域面積に対する 割合
387ha	おおむね 15%	おおむね 43%

表 2 - 3 - 2 都市公園等の施設として整備すべき緑地

年次	平成 2 年	平成 12 年	平成 22 年	平成 27 年
都市計画区域 人口一人当たり 目標水準	施設緑地	6.9 m ² /人	7.6 m ² /人	20.6 m ² /人
	都市公園等	4.8 m ² /人	6.5 m ² /人	19.6 m ² /人
	公共施設緑地、民間施設緑地	2.1 m ² /人	1.1 m ² /人	1.0 m ² /人

施設緑地 = 都市公園等、公共施設緑地、民間施設緑地

都市公園等 = 基幹公園、特殊公園、広場、緩衝緑地、都市緑地等、緑道等

2 - 4 二宮町環境基本計画（平成14年3月）

（1）望ましい環境像

みんなが参加し、考え、育む 安心して暮らせる快適な環境のまち にのみや

（2）基本目標

- ・にのみやの個性を継承するまち
- ・身近な自然の中で快適に生活できるまち
- ・ごみを減らしリサイクルを進めるまち
- ・地球環境にやさしいまち
- ・環境づくりにみんなが参加するまち

（3）基本的施策

- ・葛川の再生
- ・吾妻山の保全・魅力向上
- ・二宮海岸と沿岸の松林の保全・育成
- ・身近な緑環境と生態系の保全・育成
- ・ごみを出さないまちづくり
- ・快適環境づくり
- ・地球環境にやさしいまちづくり
- ・みんなが参加し、取り組む体制づくり
- ・環境保全活動の支援
- ・環境教育システムの構築

第3章 住民意向調査

(1) 実施概要

調査期間：平成15年10月10日～27日

調査方法：アンケート調査票郵送配布、郵送回収

調査数：発送数1000票

(9月20日現在の住民基本台帳で無作為抽出)

回答数：482(一般アンケート)

：133(子どもアンケート)

(子どもアンケート：高校生以下の方を対象としたアンケート)

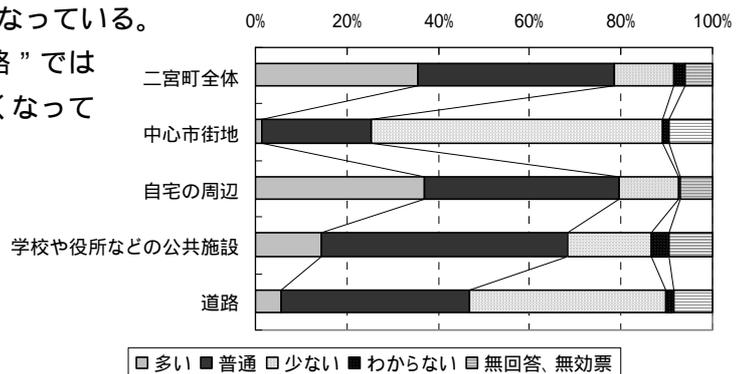
回答率：48.2%(一般アンケート)

(2) 調査結果

問1. 二宮町のみどりの量について

“二宮町全体”“自宅の周辺”“学校や役所などの公共施設”では、みどりの量が「多い」「普通」と感じている人が多くなっている。

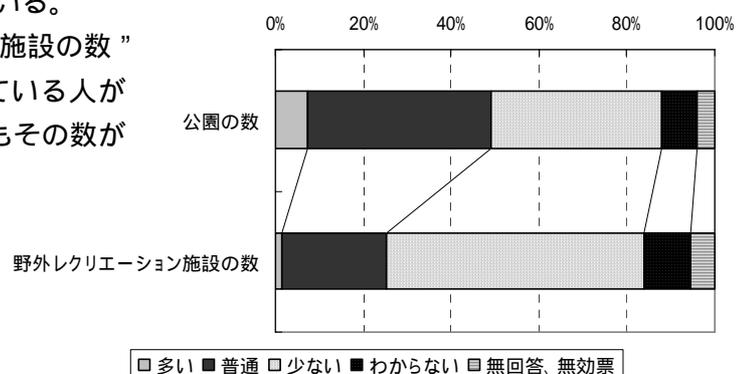
一方、“中心市街地”や“道路”では「少ない」と感じている人が多くなっている。



問2. みどりに関連する施設の数

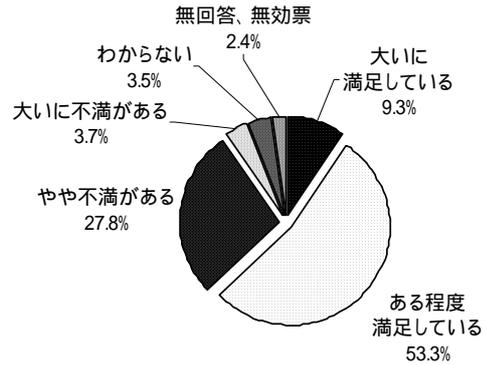
“公園の数”については、「多い」「普通」と感じている人が49.2%となっているが、「少ない」と感じている人も38.6%いる。

また、“野外レクリエーション施設の数”については、「少ない」と感じている人が58.9%となっており、公園よりもその数が多くなっている。



問3 . みどりの満足度

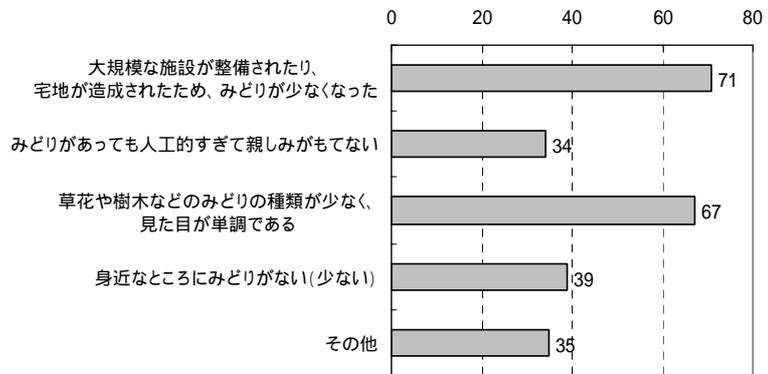
「大いに満足している」「ある程度満足している」を合わせて満足している人が 62.6%いるものの、「やや不満がある」「大いに不満がある」も 31.5%いる。



問3 - 1 . みどりに対する不満点 (複数回答)

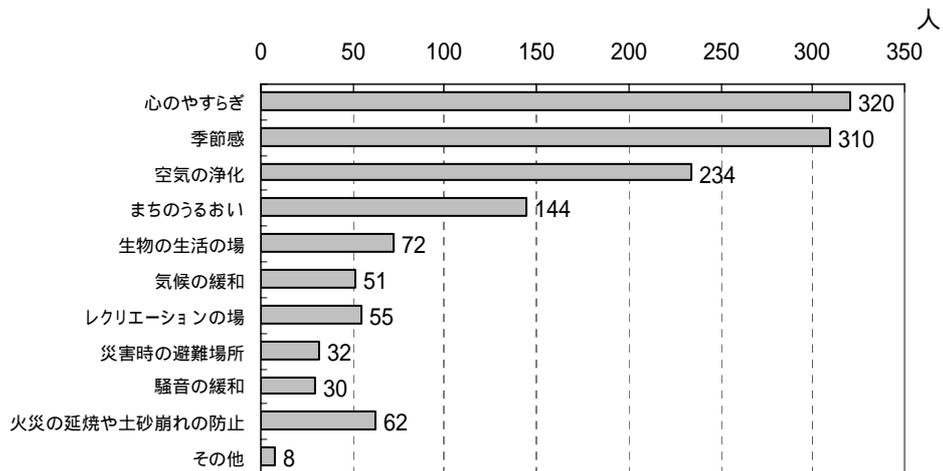
[問3で「3 . やや不満がある」「4 . 大いに不満がある」と回答した方]

「大規模な施設が整備されたり、宅地が造成されたため、みどりが少なくなった」「草花や樹木などのみどりの種類が少なく、見た目が単調である」という不満点が特に多くなっている。



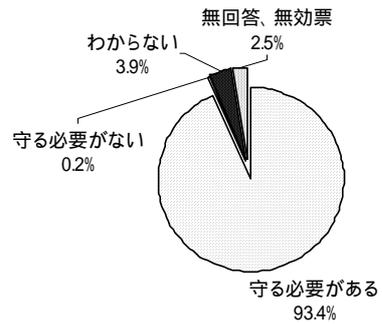
問4 . みどりの環境に期待するもの (3つまで回答)

「心のやすらぎ」「季節感」が特に多く、続いて「空気の浄化」「まちのうるおい」が続いている。



問5 . 樹林や林、水辺などの環境について、守っていく必要性の有無

「守る必要がある」が93.4%となっており、必要性を感じている人が非常に多くなっている。

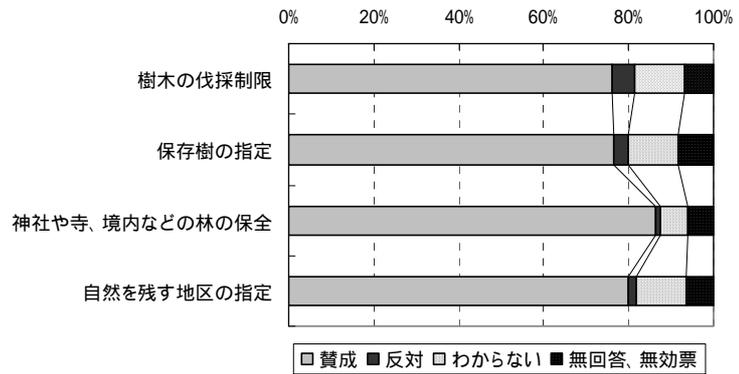


問5 - 1 . 樹林や林、水辺などの環境を守る方法

[問5で「1. 守る必要がある」と回答した方]

樹林や林について

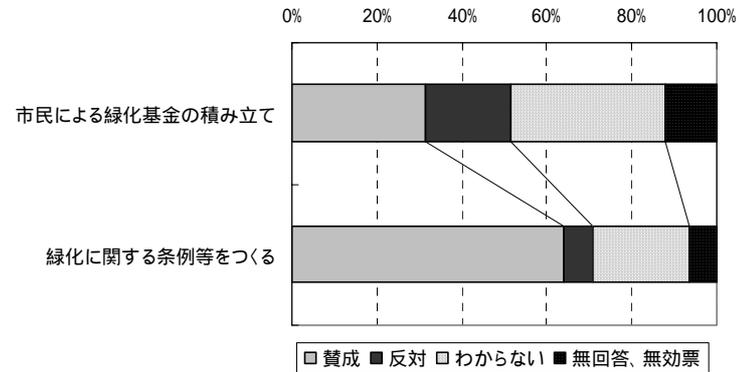
“ 樹木の伐採制限 ” “ 保存樹の指定 ” “ 神社や寺 ” “ 境内などの林の保全 ” “ 自然を残す地区の指定 ” いずれも75%以上の人が「賛成」と回答している。



その他の規制

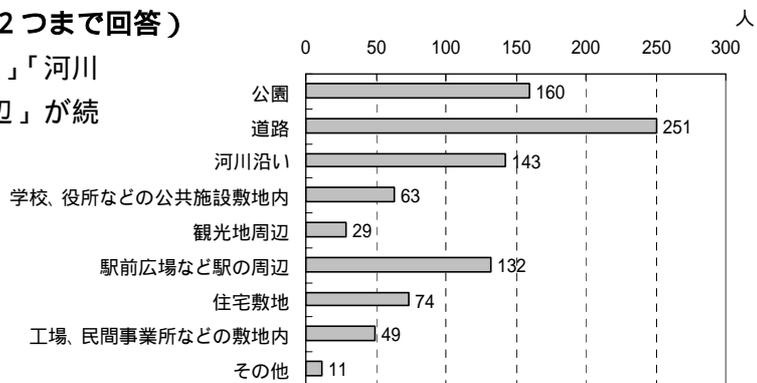
“ 市民による緑化基金の積み立て ” については、「賛成」が31.3%いるものの、「反対」が20.0%、「わからない」が36.7%となっている。

一方、“ 緑化に関する条例等をつくる ” については、「賛成」が64.0%となっており、「反対」は6.7%と少なくなっている。



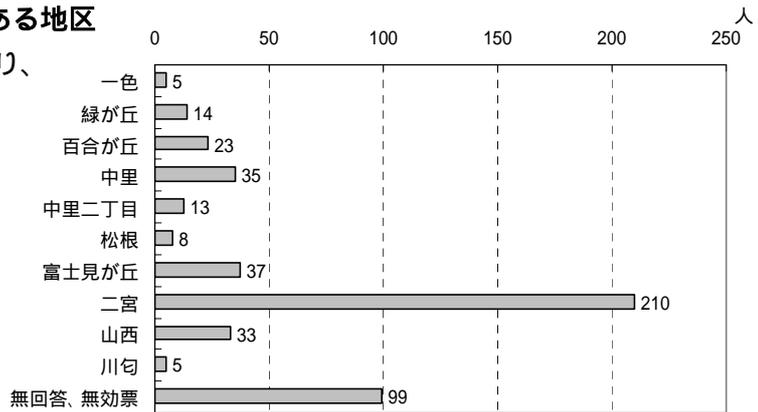
問6 . みどりを増やす部分（2つまで回答）

「道路」が特に多く、「公園」「河川沿い」「駅前広場など駅の周辺」が続いている。



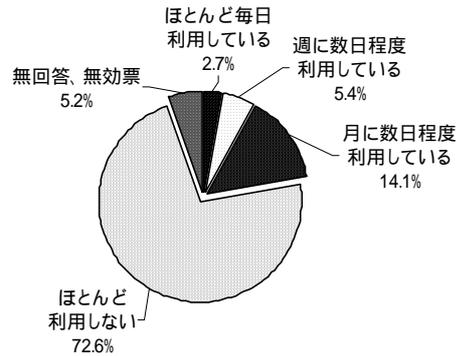
問7. みどりを増やす必要がある地区

「二宮」が特に多くなっており、43.6%となっている。



問8. 公園の利用頻度

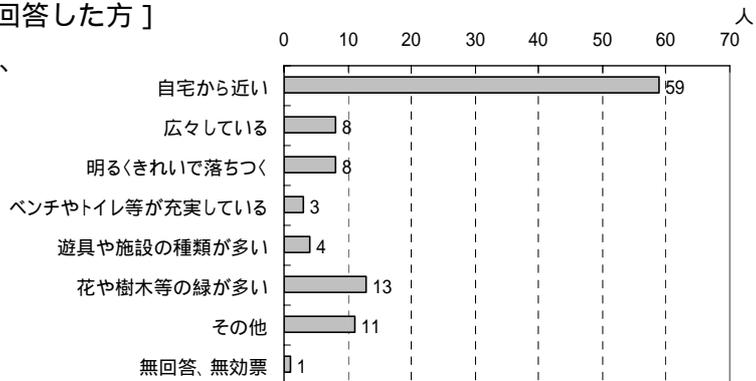
「ほとんど利用しない」が72.6%と最も多く、次いで「月に数日程度利用している」14.1%、「週に数日程度利用している」5.4%となっており、利用頻度は低くなっている。



問8-1. 公園を利用する理由

[問8で「1. ほとんど毎日利用している」「2. 週に数日程度利用している」「3. 月に数日程度利用している」と回答した方]

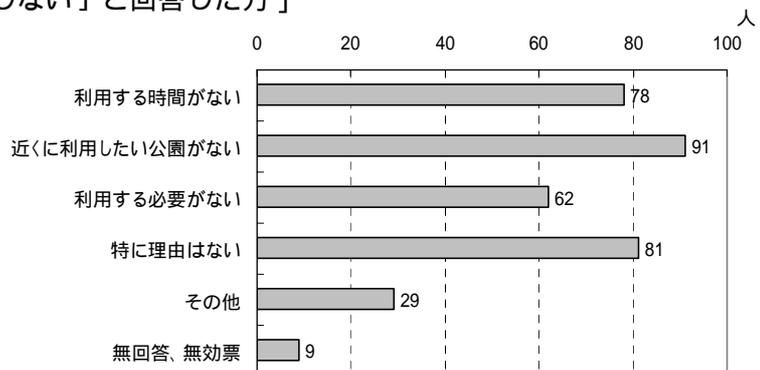
「自宅から近い」が特に多く、55.1%となっている。



問8-2. 利用しない理由

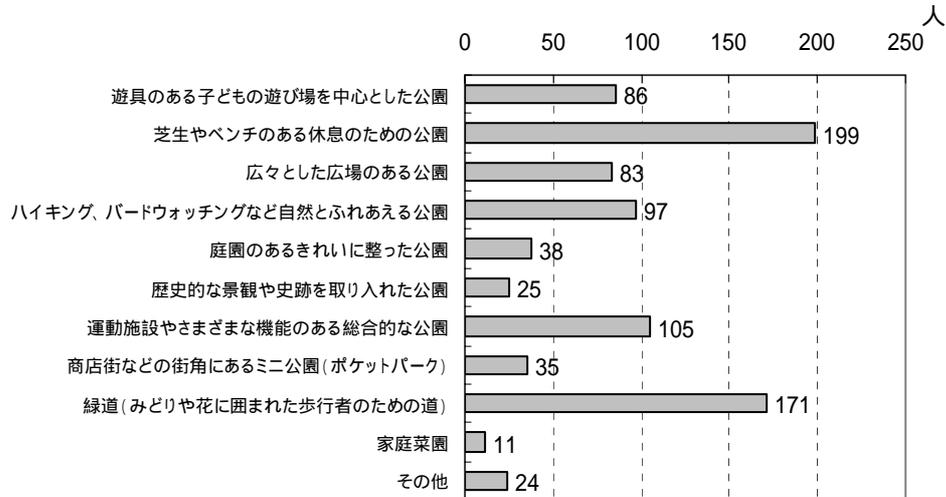
[問8で「4. ほとんど利用しない」と回答した方]

「近くに利用したい公園がない」が26.0%と最も多く、「特に理由はない」23.1%、「利用する時間がない」22.3%、「利用する必要がある」17.7%が続いている。



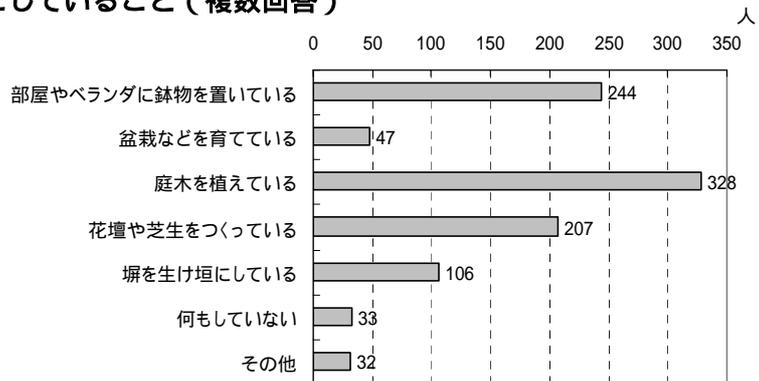
問9. 今後整備を進めていくべき公園等について（2つまで回答）

「芝生やベンチのある休息のための公園」が最も多く、次いで「緑道（みどりや花に囲まれた歩行者のための道）」、「運動施設やさまざまな機能のある総合的な公園」が多くなっている。



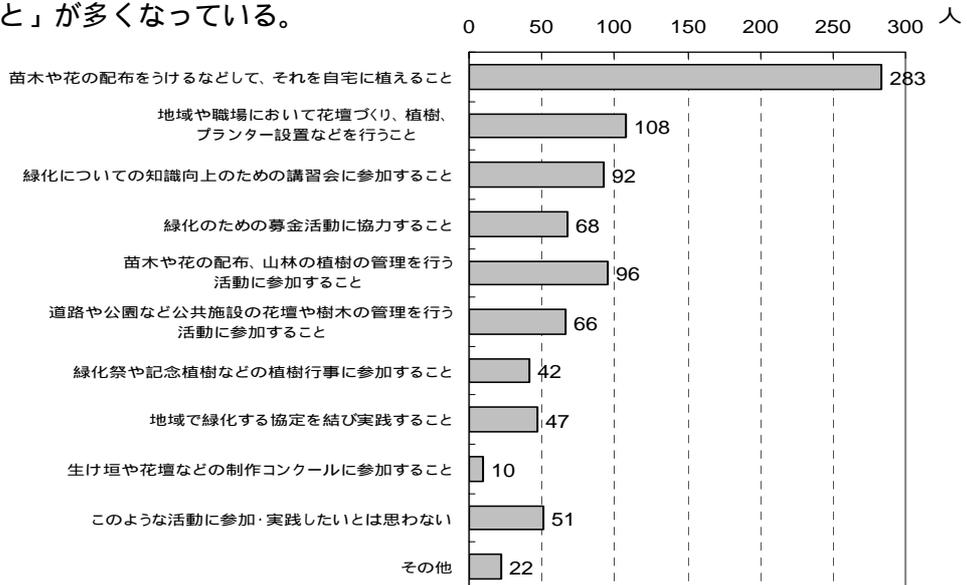
問10. みどりを増やすためにしていること（複数回答）

「庭木を植えている」が最も多く、次いで「部屋やベランダに鉢物を置いている」「花壇や芝生をつくっている」が続いている。



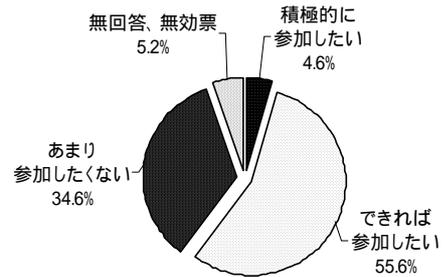
問11. 参加したい緑化活動（複数回答）

「苗木や花の配布をうけるなどして、それを自宅に植えること」が特に多く、続いて「地域や職場において花壇づくり、植樹、プランター設置などを行うこと」、「苗木や花の配布、山林の植樹の管理を行う活動に参加すること」、「緑化についての知識向上のための講習会に参加すること」が多くなっている。



問12. 花壇や樹木の管理活動への参加意向

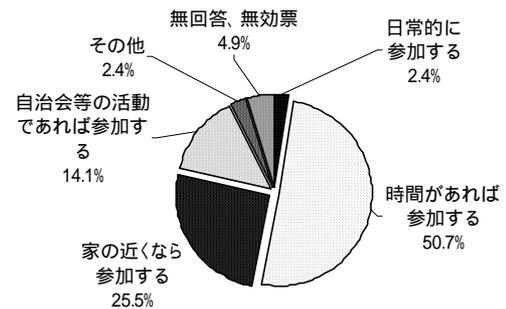
「積極的に参加したい」「できれば参加したい」が合わせて60.2%となっており、参加意向が高くなっている。



問12-1. 管理活動の参加形態

[問12で「1. 積極的に参加したい」「2. できれば参加したい」と回答した方]

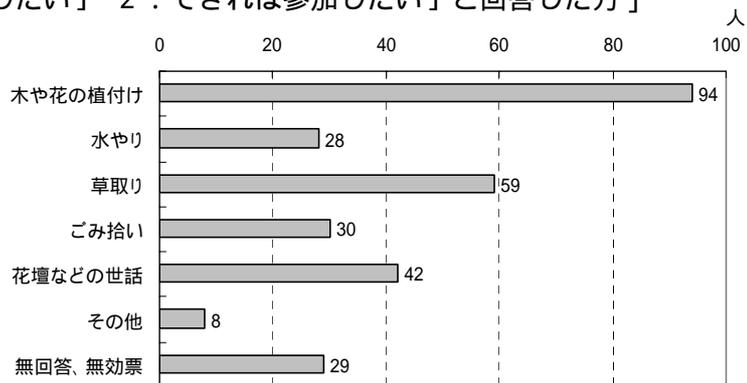
「時間があれば参加する」が50.7%、「家の近くなら参加する」が25.5%、「自治会等の活動であれば参加する」が14.1%と、条件付であれば参加するという回答が多くなっている。



問12-2. 管理活動の参加内容

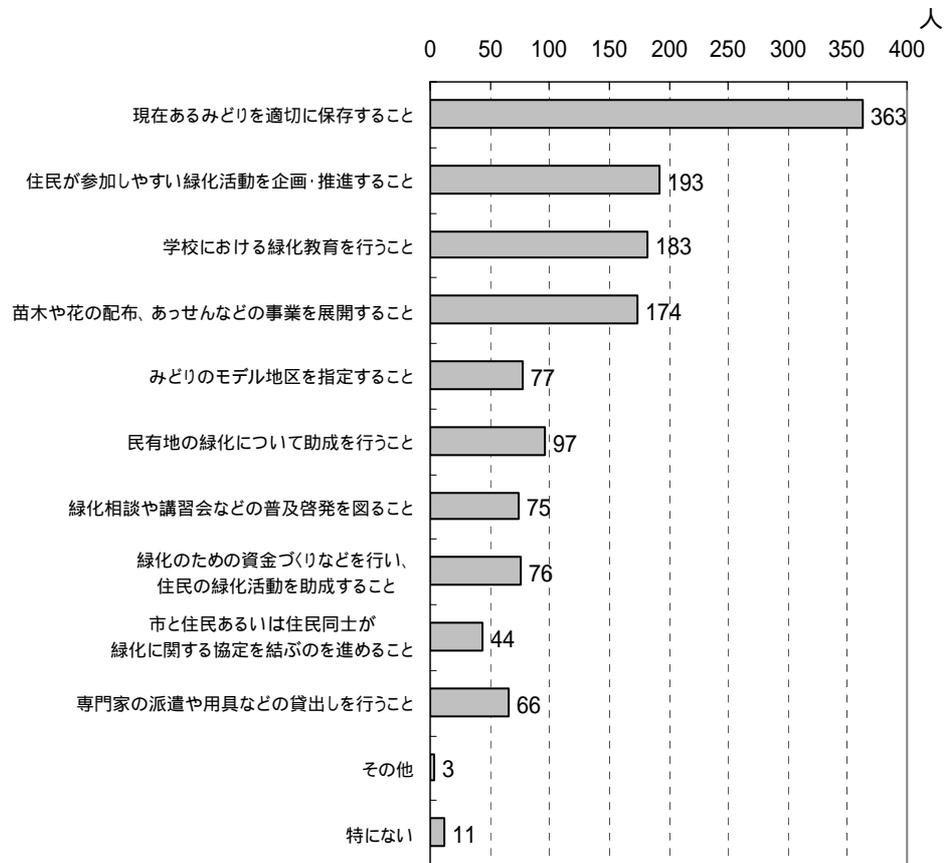
[問12で「1. 積極的に参加したい」「2. できれば参加したい」と回答した方]

「木や花の植付け」が最も多く、次いで「草取り」、「花壇などの世話」が続いている。



問13. 緑化活動における町の役割（複数回答）

「現在あるみどりを適切に保存すること」が特に多く、続いて「住民が参加しやすい緑化活動を企画・推進すること」、「学校における緑化教育を行うこと」、「苗木や花の配布、あっせんなどの事業を展開すること」が多くなっている。



第4章 現況解析と計画に向けての課題

緑にかかわる現況調査などを踏まえて、本町の緑の特性に関して、解析及び評価を行う。

なお、解析・評価の視点としては、緑の有するさまざまな役割・機能に配慮し、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」の4つの系統に分けている。

4 - 1 4系統別の解析・評価

(1) 環境保全系統

《機能の定義》

地球環境問題への関心の高まりのなかで、快適でうるおいのある都市環境の創造、貴重な動植物の生息生育空間の保全、都市気候の緩和など、自然との共生や環境への負荷の低減に資するような主として存在を重視した機能である。

《分析の主旨》

本町の都市環境を保全していくために必要な緑の資源について解析・評価を行う。

本町の緑は、南部の中央に位置している吾妻山、市街地を囲む山地、農地の緑によってその骨格が形成されているほか、葛川、打越川とその河川沿いの緑が都市環境の保全に一定の役割を果たしている。

また、町内に点在している史跡・天然記念物と一体となった緑や社寺林、自然環境保全地域の緑は、地域の個性を形成する拠点的な緑となっている。

都市公園・都市緑地は、規模の大小やその機能により、環境保全の形態にも違いを見せている。

先に述べた吾妻山は吾妻山公園として整備されており、面積約11haと大規模であるため、市街地に隣接するまとまりのある緑地空間となっている。

その他、街区公園や児童遊園地、公共施設緑地などは、市街地における生活環境のなかできめ細かいオープンスペースを提供し、都市環境保全効果を発揮している。

さらに、自然環境保全地域に指定されている川勾神社、山王山の緑や、天然記念物に指定されている貴重な緑や保存樹等の緑も多く残されており、自然との共生の観点から重要な緑となっている。



吾妻山（骨格となる緑）



海岸沿いの松（自然との共生）

評価の視点	該当する緑地
骨格となる緑 都市の骨格を形成している緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・吾妻山 ・市街地を囲む山地、農地 ・葛川、打越川
地域の個性を形成 優れた風土を有している緑地や地域の個性として活用される緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡、天然記念物と一体になった緑 ・社寺林 ・自然環境保全地域の緑
自然との共生 貴重な動植物など、優れた自然を保全するための緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全地域の緑 ・天然記念物に指定されている貴重な緑 ・保存樹



図4 - 1 - 1 環境保全系統の解析・評価

(2) レクリエーション系統

《機能の定義》

多様化するレクリエーション需要に応え、日常的な、また全町的なレクリエーション活動に対処し得るような主として利用を重視した機能である。

《分析の主旨》

町民をはじめとする人々のレクリエーション環境としての緑について、解析・評価を行う。

増大かつ多様化する町民ニーズに応えるべく、様々な緑がその役割を發揮している。

町民が気軽に訪れ、日常的に利用できる身近なレクリエーション施設としては、身近な地域に街区公園や児童遊園地などがある。これらの緑地は、生活環境の中に溶け込み、いつでも誰でも利用できるオープンスペースとして、楽しさや安らぎなどの効果をもたらしている。また、教育施設のグラウンド等の公共公益施設の緑も、レクリエーションの場として重要な緑地である。

居住環境を中心とした日常からしばし離れ、週末などに家族や仲間と楽しく過ごすことができるような広域的なレクリエーション施設としては、吾妻山公園のような大規模公園のほか、二宮果樹公園、二宮せせらぎ公園、袖が浦海岸、大学の農場等が挙げられる。

上記のような点的な場所をつなぎ、線や面として広がりのある環境を形成するネットワーク要素としての緑は、葛川や打越川の河川緑地等が、レクリエーション軸として大きな役割を果たしている。

また、緑化された道路についても、公園などの点的な緑地をつなぐ機能があり、緑のネットワークを形成する重要な緑地として位置付けられる。

身近なレクリエーション空間の充足度を検証するため、街区公園、児童遊園地の誘致圏（街区公園の誘致距離 250m を準用）について見てみると、二宮、山西、川匂等の一部が誘致圏域から外れており、これらの地区において、身近なレクリエーション空間が不足していることが分かる。



児童遊園地（身近なレクリエーション）



吾妻山公園（広域レクリエーション）



二宮果樹公園（広域レクリエーション）



緑化された道路（ネットワーク）

評価の視点	該当する緑地
身近なレクリエーション 徒歩圏域におけるレクリエーションの場 となっている緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域にある公園 ・教育施設のグラウンド等
広域レクリエーション 日常的な利用に加え、町内全域から人が 訪れるような、広域的に利用される緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・吾妻山公園 ・二宮果樹公園 ・二宮せせらぎ公園 ・町民運動場 ・東京大学農学部附属農場 ・東京農大二宮農場 ・袖が浦海岸等
ネットワーク レジャー・レクリエーションの場として、 緑のまとまりが連担あるいは近接する緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・葛川、打越川の河川沿いの緑 ・緑化された道路



図4-1-2 レクリエーションシステムの解析・評価

(3) 防災系統

《機能の定義》

災害の防止あるいは災害時における避難路、避難地の形成、災害に強い都市構造の形成や多様な防災活動拠点の確保等の役割を果たす機能である。

《分析の主旨》

安全・安心な都市環境づくりに不可欠な、防災環境面から本町の緑のもつ機能の解析・評価を行う。

地震や水害など、都市が被る様々な災害の危険性を低減し、災害に強い都市構造を形成するとともに、災害時の避難路、避難地や防災活動拠点として、緑は大きな役割を果たしている。

都市公園や公共施設緑地は、火災の延焼防止など、被災の拡大を防止するオープンスペースとしての役割を有しており、密集度の高い市街地における効果は大きい。

都市公園のうち、吾妻山公園、二宮せせらぎ公園、二宮果樹公園などの比較的規模の大きいものは、備蓄倉庫や貯水槽などの設置も可能であり、災害時の防災活動拠点として効果を発揮する。

地域防災計画における広域避難場所としては、教育施設のグラウンド、果樹園等が位置付けられており、街区公園等の小規模な都市公園と連携しながら、災害時の避難地として、また、救援活動の場所として機能する重要な緑である。

火災時の延焼遮断帯となり、騒音や大気汚染を緩和する緑として評価が高い緑は、街路樹のある緑化された道路（防火帯、道路騒音の緩和）、市街地内を流れる葛川、打越川（防火帯、防火用水）、公共施設のオープンスペースなどが挙げられる。

また、葛川と打越川の一部が砂防指定地に指定されており、周辺緑地が防災上重要な役割を果たすとともに、袖が浦海岸等の松林の一角は防風・防潮林として、災害防止において重要な緑となっている。



河川沿いの緑地（避難体系）



緑化された道路（災害に強い都市体系の形成）



袖が浦海岸等の緑（災害に強い都市体系の形成）



せせらぎ公園（防災活動拠点の確保）

評価の視点	該当する緑地
避難体系 避難場所や避難路としての機能をもっている緑地	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校、果樹園など地域防災計画において避難場所として指定されている箇所 緑化された道路（避難路）
災害に強い都市構造の形成 延焼遮断空間等、防災上効果の高い緑地や災害危険区域周辺の緑地	<ul style="list-style-type: none"> 葛川、打越川の河川沿いの緑地 緑化された道路（防火帯） 袖が浦海岸等の緑（松林）
防災活動拠点の確保 多様な防災活動の拠点となることが可能な緑地	<ul style="list-style-type: none"> 吾妻山公園 二宮果樹公園 二宮せせらぎ公園

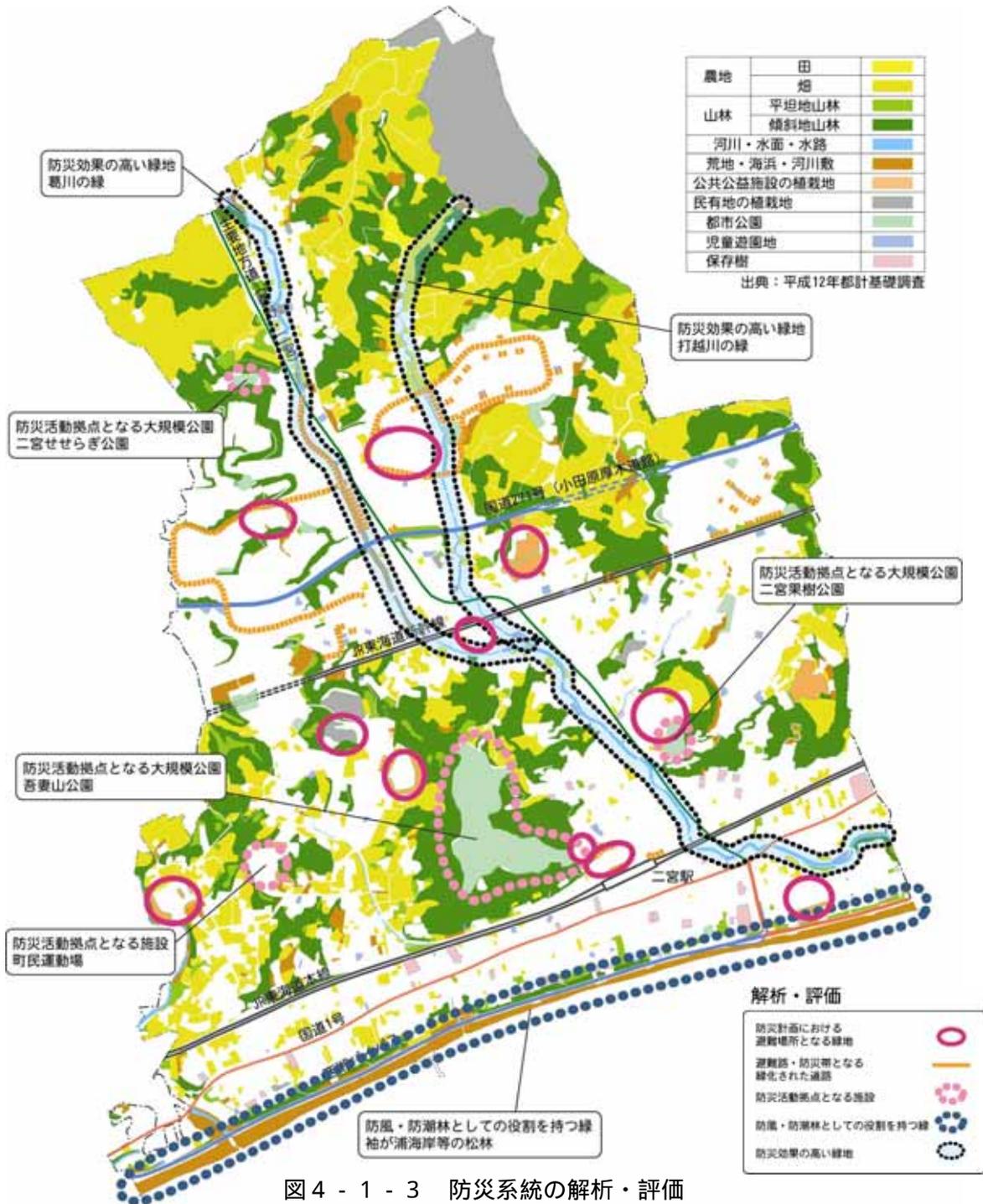


図4 - 1 - 3 防災システムの解析・評価

(4) 景観系統

《機能の定義》

市街地を取り囲み、その背景となる緑地、市街地内の社寺林などの郷土景観を形づくる緑地、市街地内のランドマーク・シンボルとなるような緑地など、特色あるまちづくりに資するような主として都市景観を重視した機能である。

《分析の主旨》

都市のイメージ形成に関わる景観的な要素について、本町の緑のもつ機能の解析・評価を行う。

緑が与える視覚的な効果は、本町のまちづくりにおいて重要な要素となっている。

市街地を取り囲む山地や農地の豊かな緑は、町における貴重な景観資源と呼ぶべき対象であり、奥行きのある豊かな景観形成に寄与している。

また、葛川や打越川など町内を流れる河川は、桜並木を有する箇所もあり、生活に潤いを与え良好な河川景観を形成している。

一方、町に点在する史跡・天然記念物等と一体になった緑や社寺林、自然環境保全地域、袖が浦海岸等の松林は、地域に根ざした景観スポットとしての役割を果たしており、地域の歴史・風土を感じさせる良好な景観を呈している。

また、街区公園や公共施設緑地は、地域コミュニティレベルでの修景効果を発揮している。

さらに、吾妻山(136m)の展望台からは相模湾や富士山が望め、素晴らしい眺望を有する緑となっている。



市街地周辺を取り囲む山地(市街地の背景を構成)



蘇峰記念館(ランドマーク・地域内修景)



吾妻山からの眺め(視点・眺望)



袖が浦海岸等の緑(ランドマーク・地域内修景)

評価の視点	該当する緑地
市街地の背景を構成 市街地の周辺に展開する都市的背景的な緑地	・市街地周辺を取り囲む山地、農地 ・葛川、打越川の河川の緑
ランドマーク・地域内修景 ランドマークとなる緑地や地区を代表する郷土景観を支えている緑地	・史跡、天然記念物と一体になった緑 ・社寺林 ・自然環境保全地域の緑 ・袖が浦海岸等の緑（松林）
都市景観の創出 都市景観を向上させる緑	・駅前広場
視点・眺望 優れた眺望を有する緑地	・吾妻山 ・果樹公園



図4-1-4 景観系統の解析・評価

4 - 2 計画に向けての課題

(1) 緑の系統別課題整理

緑の役割・機能別に見た解析・評価を踏まえながら、4つの系統別に、これからの本町における緑のまちづくりを進めていくにあたっての課題整理を行う。

1) 環境保全系統

吾妻山や市街地を取り囲む山地、農地は、都市の骨格を形成している良好な緑地であり、将来にわたって環境の維持保全が必要である。

また、町内に点在している史跡、天然記念物と一体になった緑や社寺林等は、地域個性を形成するとともに、自然との共生の面から、重要な緑として保全・整備が望まれる。

一方、アンケート調査結果によると、中心市街地である二宮には緑が少なく、今後、緑を増やす必要があると感じている住民が多くなっている。そのため、まとまりのある緑やオープンスペースの確保など、環境面に配慮した整備を進める必要がある。

2) レクリエーション系統

住民が日常的に利用できるレクリエーション施設である街区公園等の緑については、二宮、山西、川匂において不足する状況となっている。また、アンケート調査結果によると、特に二宮、山西、川匂において公園が不足していると感じている町民が多く、これらの地域において、機能を補完する小規模緑地の整備活用等を進めていく必要がある。

また、非日常レクリエーション要素を持った緑としては、大規模な公園である吾妻山公園のほか、二宮せせらぎ公園、二宮果樹公園など、市街地に近接したレクリエーション施設が点在しているが、アンケート調査結果によると、野外レクリエーション施設が不足していると感じている町民が多くなっている。

また、市街地内のレクリエーション施設や都市公園等の各拠点を結ぶネットワークを形成する必要があるが、河川緑地や道路緑化は整備が十分でないため、自転車道ネットワーク等の快適で緑豊かなネットワークの形成を図る必要がある。

3) 防災系統

防災系統については、街区公園等の小規模公園の整備と市街地内の社寺林等の保全によるオープンスペースの確保が求められている。

また、災害時の防災活動拠点となる大規模公園として、吾妻山公園、二宮せせらぎ公園や二宮果樹公園等の防災機能の充実を図る必要がある。

一方、火災時の延焼遮断帯となり、騒音や大気汚染を緩和する緑として、市街地内の道路緑化の促進、葛川等の河川緑地の整備を進めることが重要である。特に、町内には国道1号や県道秦野二宮といった幹線道路が通っており、それらの道路緑化を進める必要がある。それとあわせて、地域防災計画における避難場所として指定されている教育施設のグラウンド、果樹園等については、避難路となる道路の緑によるネットワークの形成を図る必要がある。

また、防風・防潮という観点からは、袖が浦海岸等の松林の保全を図ることが重要である。

4) 景観系統

本町では、これまでに宅地開発等により多くの緑が失われており、今後は、市街地周辺を取り囲む山地、農地等の都市の背景的な緑地を保全していくことが重要である。

また、アンケート調査結果によると、葛川等の河川沿いの緑地の整備や道路緑化を望む住民が多くなっているため、ネットワークを形成しながら良好な景観づくりを進める必要がある。

一方、町内に点在している史跡、天然記念物と一体になった緑や社寺林、自然環境保全地域に指定されている川勾神社や山王山の緑、袖が浦海岸等の松林は、二宮町の歴史・風土を感じさせる良好な景観を呈しており、今後も保全していく必要がある。

また、JR二宮駅を中心とした北口商店街・南口商店街とその周辺地域は、本町の顔となる地域であるが、その魅力に乏しい。アンケート調査結果によると、駅前広場など駅周辺に緑の増加を望む住民も多くなっていることから、駅前広場の充実や周辺道路における緑化を進め、町の顔としてふさわしい良好な景観形成を図る必要がある。

(2) 都市づくりの観点から見た緑の課題整理

本町の都市としての魅力を高めていくため、緑のあるべき姿を想定すると、緑の課題については以下のように整理できる。

1) 緑資源の保全と活用

本町には、吾妻山や市街地を取り囲む山地や農地といった骨格的な緑があり、それらは環境保全や景観形成において特に重要度の高い緑地と考えられる。

一方、町内には史跡、天然記念物と一体になった緑、自然環境保全地域、社寺林、保存樹といった地域の個性を形成する緑が点在しており、優れた緑の拠点となっている。

それらの保全と活用を進めるためには、適切な規制を行うとともに、町民の緑に対する意識啓発など、ソフト面も含めた取組みを進めることが必要である。

2) 河川と道路を活かした快適で安全な緑のネットワークづくり

本町には、吾妻山公園や市街地を取り囲む骨格的な緑があり、また、町内には自然環境保全地域や社寺林、公園などの拠点となる緑が点在している。

こうした緑を保全・活用し、連続性のある緑にすることによって、その効果や利用が高められるため、緑を点から線につなげ、面的な広がりを持たせることが重要である。

そのためには、線的な河川や道路を活かした緑のネットワークづくりを進めることが有効である。河川緑地の整備と道路緑化については、アンケート調査結果によっても多くの住民に望まれている事であり、それらによる緑のネットワークづくりを進めることが重要である。

3) 緑豊かな中心市街地の景観形成

本町では、南部の二宮、山西、川匂において、身近なレクリエーション施設の不足など、緑の充足度が低くなっている。特にJR二宮駅を含む二宮については、アンケート調査結果によっても、多くの住民が緑の不足を感じている地域である。

また、この地域は中心市街地となっており、町の顔となる地域であるため、町のイメージを代表する緑豊かな景観形成を図ることが重要である。

そのため、地域内に拠点性を持った都市公園等をバランスよく配置・整備するとともに、駅前広場の充実や周辺道路における緑化を進め、町の顔としてふさわしい良好な景観形成を進める必要がある。

また、この地域の沿岸部にある袖が浦海岸等の松林は、二宮らしい景観を形成している。そのため、松林の景観を活かしながら保全・整備を進めることによって、地域の緑の充足度を高める必要がある。

第5章 緑地の保全及び緑化の目標

5 - 1 基本方針の設定

(1) 計画の基本理念

緑は、都市の環境と人々の生活に深い関わりをもっている。緑の効用はさまざまだが、多様で豊かな緑やオープンスペースが都市内に存在することで、大気の浄化、生物の生息環境の確保、ヒートアイランド現象の緩和等、都市環境の維持・改善につながる。また、うるおいと個性あるまちなみの情景が醸成され、都市の安全性が高まり、人々の活発な余暇活動が展開されることとなる。

「二宮町緑の基本計画」は、このようにさまざまな効用をもつ緑やオープンスペースを都市のなかに調和した形で保全・創造し、住民が生活の豊かさを実感するとともに、うるおいとやすらぎに満ちた質の高い緑のまちづくりをめざすものである。

こうした考えに基づき、上位計画であるにのみや総合長期プランに掲げられた将来像「みどりと優しさで勇気あふれる町 湘南にのみや」及び都市計画マスタープランでの目指すべき将来都市像「豊かな自然を活かしたいいきいきコミュニティ湘南にのみや」の実現をめざし、本計画では、次のような基本理念を掲げる。

< 基本理念 >

吾妻山・葛川・二宮海岸などの大切な緑を
町民みんなでまもり、つくり、育てながら
住みよいまちづくりを進めていくため

**「歴史を伝え、命のみなもととなる緑がいきづく町
湘南にのみや」**

を将来像としてめざす。

歴史を伝え：二宮町には、海岸線の松をはじめとして、川勾神社、旧東海道沿いの松、吾妻山周辺など、歴史ある緑が残されている。これらの緑を後世にまもり伝えていくことを理念として、「歴史を伝え」という言葉で表現した。

いきづく：「呼吸する、または生きている」という意味であり、ただ単に緑地であるというだけではなく、様々な生物が生息する生き生きとした緑を育てていくというイメージを「いきづく」という言葉で表現した。

(2) 緑の将来像

現況解析をふまえ、二宮町の特徴的な緑を核とする4つの緑の骨格と、それぞれの骨格の中心をなす「緑の形成軸」、それを支える「緑の拠点」は以下のように捉えられる。

これらによって形成される二宮町の緑の将来像を次ページに図示する。

表5-1-1 緑の形成軸及び拠点

骨格	位置づけ	緑の形成軸	緑の拠点
水辺の緑	市街地を貫く河川空間や海岸線の緑を骨格的な緑資源として捉える。 これらの緑は、市街地の身近なうらおい環境としてまちなみの形成にも大きな役割を果たし、景観やレクリエーション、さらには地域防災などを含めた多彩な機能を有した自然環境として守り育てていく。	葛川 二宮海岸	二宮せせらぎ公園 袖が浦公園
里山・農地の緑	市街地から望まれる周囲の里山の豊かな緑や市街地を囲むように存在する農地の緑は、二宮町における貴重な緑資源として捉える。 これら山地・農地の緑は、都市環境の保全、豊かな景観形成等に資するまとまりのある緑空間として守り育てていく。	市街地を囲む農地 市街地を囲む里山	吾妻山 二宮果樹公園
街の緑	市街地内の公園や公共施設などの緑の拠点、道路などの緑の軸は、住民がレクリエーション等に利用することのできる身近な緑空間として重要な緑資源となっている。 住民にとって、また二宮町を訪れる人にとって、快適でうらおいのある環境を提供するため、多様なニーズに応じた緑地整備を進めるとともに、それらを緑で結ぶことによって活用を図り、良質な緑と水が連続する空間づくりをめざす。 また、水辺の緑・交流の緑との連携とともに、市街地内におけるネットワークの形成を図り、魅力ある緑の拠点形成をめざす。	市街地内の道路の緑	都市公園 児童遊園地 こどもの広場
歴史の緑	町内に点在する史跡・文化財等と一体になった緑や、川勾神社などの歴史・文化資源周辺の緑は、特色ある歴史的風土を形成する貴重な緑資源と捉えられる。 これらの歴史的な緑は、地域に根ざした景観スポットとして、また、都市環境の保全や豊かな自然景観の創出などの面で大きな役割を果たしており、住民にとっても、二宮町を訪れる来訪者にとっても、地域の歴史や風土を感じさせる良好な景観を提供できる空間として守り育てていく。	旧東海道	川勾神社 史跡・文化財

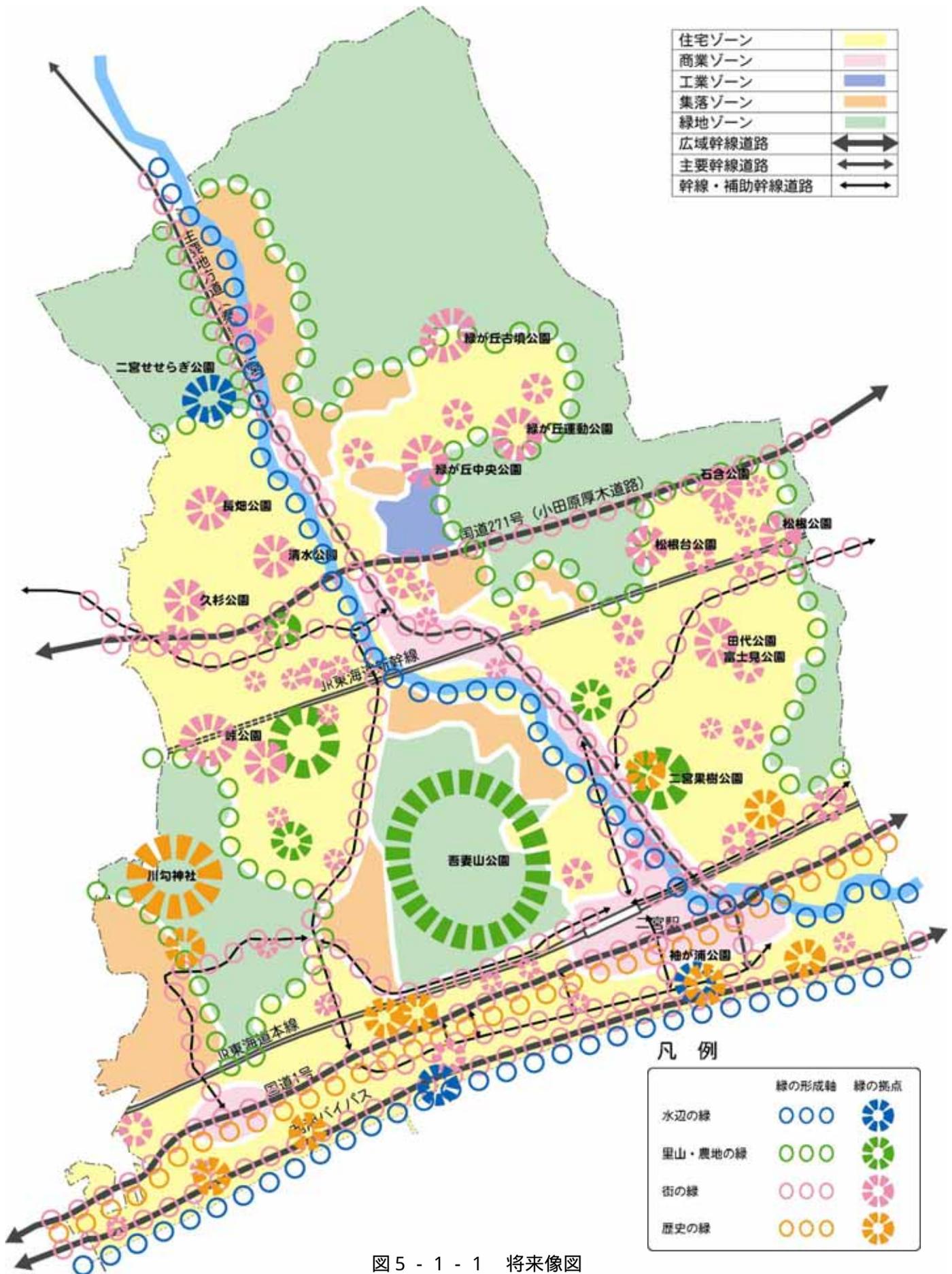


図5 - 1 - 1 将来像図

(3) 計画の基本方針

計画の基本理念及び緑の将来像を実現するため、緑の環境を整備・向上させるにあたっての基本的な方針を以下のように掲げる。なお、この基本方針は、施策体系を構成する要素になっている。

歴史と自然豊かな緑を守る

市街地を囲む海・山・川の豊かな自然資源と、田園風景を創出する農地の緑、海岸沿いの松、点在する史跡や文化財などの歴史に裏打ちされた緑、保存樹、自然環境保全地域の緑など、二宮町の有している優れた都市環境を今後とも維持するために積極的に保全を図り、自然性を保つまとまりのある緑を確保して緑の都市づくりを進めていく。

水と緑の回廊をつくる

葛川沿いの遊歩道整備や緑化、道路緑化、民有地での緑化協力などにより、公園緑地、レクリエーション施設などをはじめとする都市施設の緑を結び、緑と水のネットワーク化を進め、暮らしやすく安全な都市環境の構築に努める。

また、河川や海岸等の水辺環境を保全しつつ、公園整備や親水化、散策路整備などにより、水に親しめる水辺空間の整備を推進していく。

緑を感じるまちなみを育む

住民がいつでも身近に緑を感じ、緑とふれあうことができる環境づくりを推進するため、公園や公共公益施設などの緑の拠点、道路などの緑の軸を充実させる。また、それらとあわせて緑づくりを面的な広がりとしていくため、住宅地の生け垣、商店街における花壇づくりなど、民間・行政を問わず、それぞれの土地利用の状況に応じた緑化の推進に努める。あわせて、緑豊かな環境を守っていくための仕組みづくりを進めていく。

人々がふれあえる緑づくりを進める

緑の多いまちには、住民・企業・行政がお互いに協力しながらつくり上げることが不可欠である。このため、緑に関する認識を高め、緑の重要性についての認識が深い心を育てるべく、緑化活動への援助や緑意識の普及・啓発など、緑化支援体制を整え、住民参加による緑づくり、緑による地域づくりの推進に努める。

5 - 2 計画フレームの設定

(1) 計画対象区域

計画フレーム設定の対象区域は、二宮町都市計画区域（町内全域）とする。

表 5 - 2 - 1 対象区域の面積

区域	面積
都市計画区域（町内全域）	908 ha

(2) 将来人口フレーム

将来人口については、「にのみや総合長期プラン」（2003～2012年度）における推計を踏まえて設定するものとする。

総合長期プランにおける将来人口

人口の伸びの鈍化傾向が続くと予想しており、以下に示すように、平成24年（2012年）において31,500人としている。

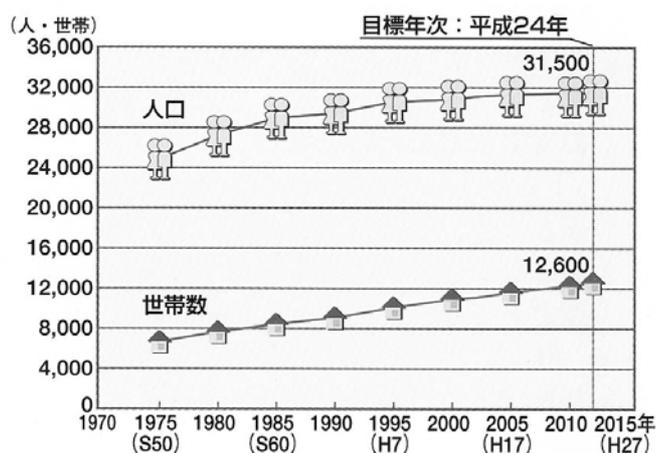


図 5 - 2 - 1 総合長期プランにおける将来人口

本計画における将来人口フレーム

本緑の基本計画における将来目標年次は平成37年と設定しているが、全国的な人口推計から見ても、平成24年以降の人口の伸びは見込めないと予想し、平成37年における将来人口についても総合長期プランにおける将来人口と同様に31,500人と想定する。

表 5 - 2 - 2 将来人口フレーム

年次	現況 平成16年 (2004年)	中間年次 平成27年 (2015年)	目標年次 平成37年 (2025年)
都市計画区域 (町内全域)	30,549人	31,500人	31,500人

現況は「二宮町毎月人口統計表」による（平成16年4月1日現在）。

参考：日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（平成14年1月推計）によると、2050年までの全国総人口の推移では、高位推計においても、平成21(2009)年にピークに達し、それ以降は減少に転じるものと見込まれている。（下図）

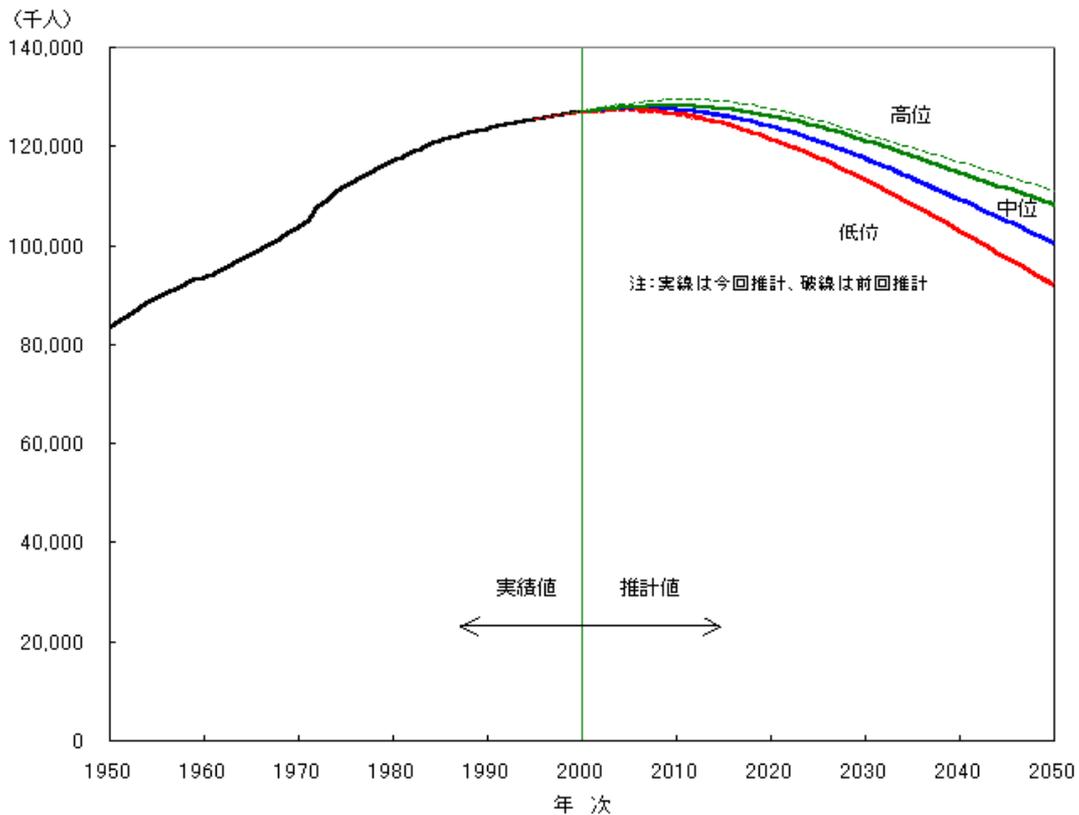


図5 - 2 - 2 総人口の推移：中位・高位・低位

また、同研究所の都道府県別の将来人口推計（平成14年3月推計）によると、神奈川県においても、人口は平成27(2015)年にピークに達し、それ以降は減少に転じるものと見込まれている。（下図）

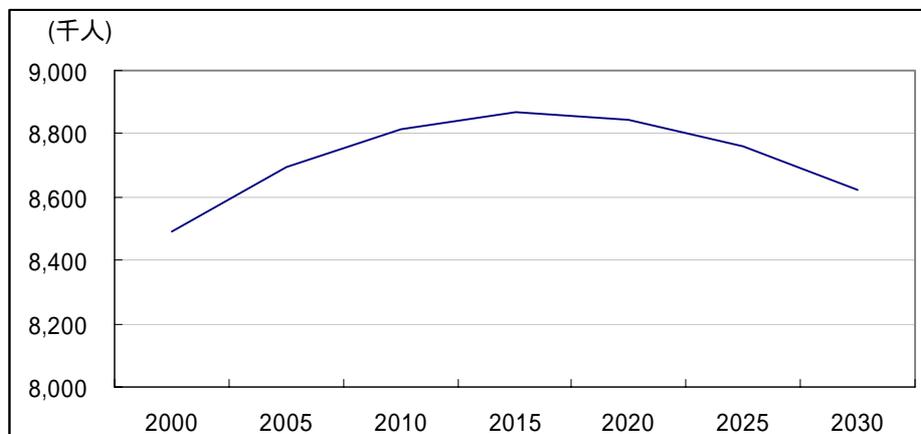


図5 - 2 - 3 神奈川県における人口の推移

(3) 市街地の規模

上位計画における市街地の規模

将来の市街地規模については、二宮町都市計画マスタープラン（平成8年3月）及び整備・開発及び保全の方針（平成13年11月）において、設定されている。

以下の表に示すように、都市計画マスタープランでは全人口約35,000人に対して市街化区域内の人口は約33,000人、整備・開発および保全の方針では、全人口約33,000人に対して市街化区域内の人口は約31,000人と、どちらも、全人口に対する市街地人口の割合は約94%とされている。

また、市街化区域の面積は、整備・開発及び保全の方針においておおむね434haと設定されている。

表5-2-3 都市計画マスタープランにおける将来人口（平成27年）

	市街化区域	市街化調整区域	合計
東部地域	15,046人	328人	15,374人
西部地域	10,767人	932人	11,699人
北部地域	7,187人	740人	7,927人
町内計	約33,000人	約2,000人	約35,000人

表5-2-4 整備・開発及び保全の方針における将来面積・人口（平成22年）

	市街化区域	市街化調整区域	合計
面積	おおむね434ha	474ha	908ha
人口	おおむね31千人	おおむね2千人	おおむね33千人

本計画における将来フレーム

市街化区域面積については、上位計画である整備・開発及び保全の方針より、おおむね434haと設定する。

市街地内人口については、同様に上位計画である都市計画マスタープラン、整備・開発及び保全の方針より、全人口の約94%と想定し、前項で設定した将来人口31,500人の約94%、29,610人を市街化区域内人口と設定する。

表5-2-5 市街化区域内の人口・面積の見通し

年次	現況 平成16年 (2004年)	中間年次 平成27年 (2015年)	目標年次 平成37年 (2025年)
市街化区域 面積	434ha	おおむね 434ha	おおむね 434ha
市街化区域内 人口	28,669人 (H12年度)	29,610人	29,610人

(注) 市街化区域面積は、人口の保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

5 - 3 緑の目標水準の設定

(1) 緑地の確保量

現況の緑被率・緑地率

二宮町における緑地量をみると、現況では、市街化区域内におけるすべての緑被地の割合が約19%、これに対して、永続性が担保されている緑地の割合は市街化区域内で約6%である。

また、都市計画区域内(町内全域)では、緑被地の割合が約48%、緑地では約33%となっている。

表5 - 3 - 1 緑被地および担保されている緑地の現況量

	市街化区域内	都市計画区域内
すべての緑被地	約82 ha (19%)	約434 ha (48%)
担保されている緑地	約25 ha (6%)	約300 ha (33%)

表5 - 3 - 2 担保されている緑地面積

分類			面積 (ha)		備考	
			市街化区域内	都市計画区域内		
施設 緑地	都市公園	吾妻山公園他15公園	5.61	17.87		
	公共施設緑地	児童遊園地		2.41	2.47	
		こどもの広場		0.28	0.34	
		町民運動場		0.00	2.00	
		東京大学農学部附属農場			1.95	
		東京農業大学二宮農場			1.54	
		公共施設の植栽地		0.57	2.08	小中学校、役場
		町有緑地(緑が丘)		3.11	3.11	
		町有緑地(果樹公園)		1.10	1.10	
		保存山林(果樹公園)		3.29	3.29	
		道路の植栽地(緑道)		0.52	0.52	
	道路の植栽地(街路樹)		1.05	1.09		
	民間施設緑地	社寺林	1.40	1.48		
	地域制 緑地	風致地区	吾妻山		57.90	吾妻山公園と重複
自然環境保全地域		山王山、川勾神社		5.40		
史跡・天然記念物		5箇所	0.25	0.25		
農用地区域		水田			1.50	
		畑・果樹園			92.80	
		耕作放棄地			3.50	
森林区域		地域森林計画対象民有林			148.80	
河川区域	河川・水面・水路	5.30	8.50			
保存樹木	町指定	0.34	0.34	336本(10m ² /本)		
重複分	風致地区と吾妻山公園			11.00		
	風致地区と農用地			4.80		
	風致地区と森林区域			26.00		
	自然環境保全地域と森林区域			4.60		
緑地現況量総計			25.2	300.1		
緑地率			5.8%	33.0%		
総面積			434.0	908.0		

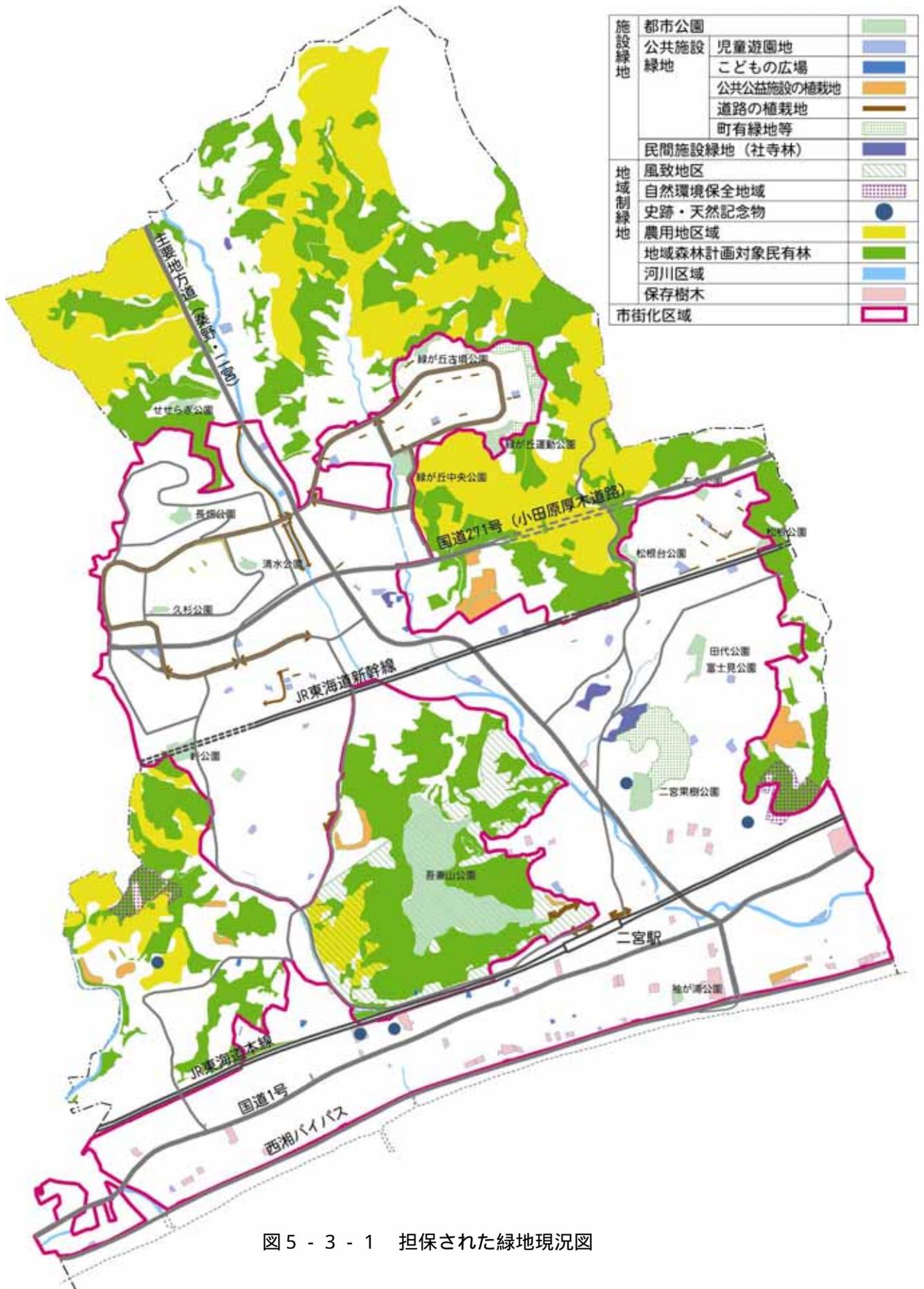


図5 - 3 - 1 担保された緑地現況図

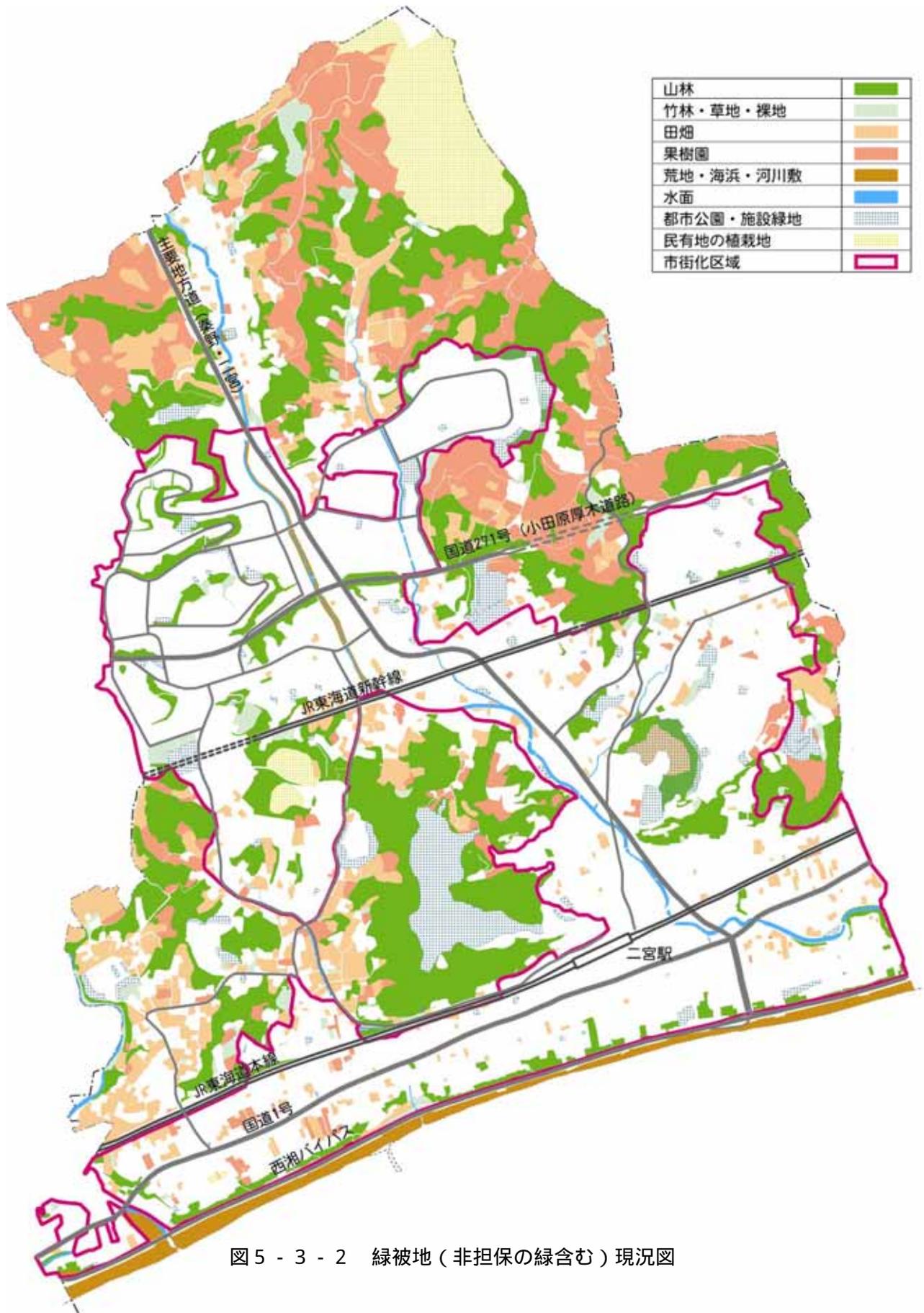


図5 - 3 - 2 緑被地（非担保の緑含む）現況図

緑地確保の目標水準

二宮町においては、市街化区域内のみに着目すると、すべての緑被地を担保したとしても、望ましい水準である30%以上の緑地率には到達しない状況となっている。

しかし、二宮町の市街化区域周辺に残されている優良な緑地は、市街地内の緑地と同様の役割を果たすと考えられる。

このため、二宮町においては、以下の緑地確保の目標水準（A）～（C）の考え方より、（C）市街地に接した周辺緑地を含む緑地率を重視し、次ページに示すような方策の実施により、この値を将来的に30%以上とすることを目標として掲げる。

都市における緑地の確保目標水準としては、市街地面積に対して概ね30%以上とすることが望ましいと考えられている。（「緑の基本計画ハンドブック」より）

以上より、将来緑地面積163ha、緑地率30%を目標として設定する。

表5 - 3 - 3 緑地確保の目標水準

目標水準の考え方	年次	現況 平成16年（2004年）	目標年次 平成37年（2025年）
市街地面積に 対する割合（A）	緑地面積	25ha	53ha
	緑地率	6%	12%
都市計画区域面積に 対する割合（B）	緑地面積	300ha	328ha
	緑地率	33%	36%
市街地に接した周辺緑地を 含む割合（C）	緑地面積	135ha	163ha
	緑地率	25%	30%

$$A = \frac{\text{市街地内の緑地面積}}{\text{市街地(市街化区域)面積(434ha)}}$$

$$B = \frac{\text{都市計画区域内の緑地面積}}{\text{都市計画区域(町内全域)面積(908ha)}}$$

$$C = \frac{\text{市街地内の緑地面積} + \text{市街地に接した緑地面積()}}{\text{市街地面積} + \text{市街地に接した緑地面積()}}$$

市街地に接した緑地：

（現況）吾妻山風致地区、山王山自然環境保全地域、東京大学農学部附属農場、
東京農業大学二宮農場

（将来）現況に加え、海浜地、市街地を囲む森林・農地

表5 - 3 - 4 緑地確保のための各方策実施内容

市街化区域	1	海岸地帯の松林は良好な自然環境を残す樹林地であり、重要な役割を果たす緑と判断されることから、約 2ha について地域制緑地等により持続性を担保する。
	2	市街地内では、区画整理、開発行為等により大規模住宅開発等が多く実施されてきた。 これら事業終了地区内に残された緑被地（山林）約 12ha については、居住環境を保全する緑として、事業者への協力呼びかけ等により持続性を担保する。
	3	方策2に該当する緑被地を除くと、市街地内に残された担保されていない緑被地（山林）は約 14ha となる。 これらのうち、ある程度の規模を有するまとまりのある箇所については重要な緑として保全方策を講じることとし、約 10ha を担保する。
	4	市街地内に残された農地約 22ha は、現在の農地転用状況（1.6ha / 年程度）から考えると、20 年間でほぼ全てが転用されると考えられる。 これらは、事業者への協力呼びかけ等により、開発時に 20% 緑地を確保することで、約 4ha を担保する。
調整区域	5	市街地周辺の緑地はほとんどが地域森林計画対象林もしくは農用地である。 これらのうち、市街地に隣接したまとまりのある山林・農地については特に重点的に保全を図ることとし、約 30ha を目標に地域制緑地等として持続性を担保する。
	6	二宮海岸は、市街地に接する貴重なオープンスペースであり、レクリエーションの場としての役割も果たしている。 このため、海浜地約 15ha について、風致地区指定等の検討を行い、保全に努める。

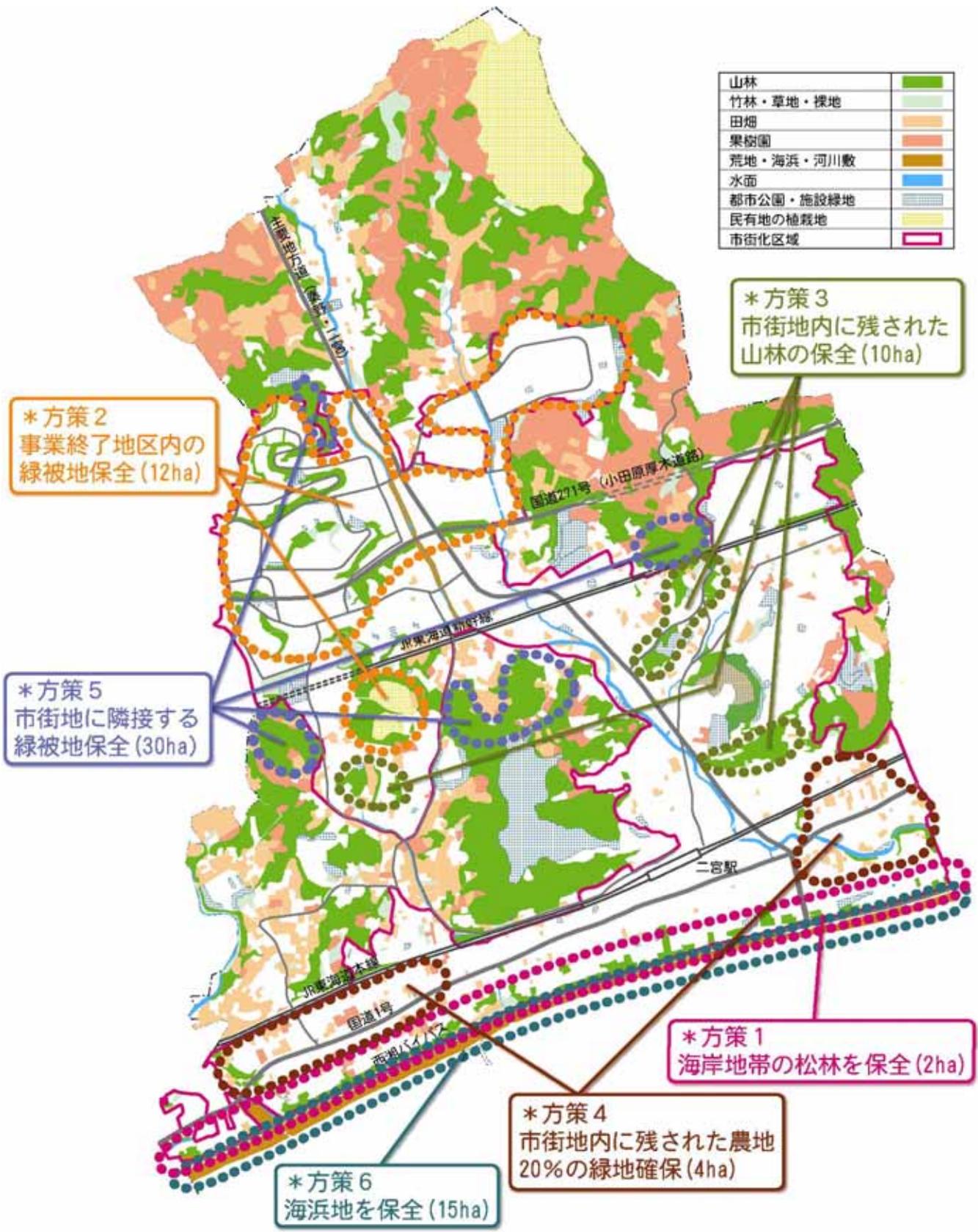


図5 - 3 - 3 緑地確保のための方策イメージ図

(2) 都市公園などの施設として整備すべき緑地の目標水準

1) 現況の都市公園等面積

二宮町において、都市公園及び都市公園に準じる緑地（児童遊園地、こどもの広場、町民運動場、東京大学農学部附属農場、公共施設緑地）の合計である「都市公園など」の面積は31.1ha、1人あたりでは10.2㎡/人である。

2) 都市公園等面積の目標水準

新規都市公園の整備目標

都市公園などの公園緑地については、国の都市計画中央審議会の答申及びこれまでの施策目標の経緯を踏まえ、住民1人あたり面積20㎡以上とすることが望ましいとされている。しかしながら、二宮町においては、都市公園等面積が10.2㎡/人と望ましい水準の約半分となっており、今後、20㎡/人をクリアするよう新規公園整備を行うことは現実的でないと考えられる。

一方、二宮町では、二宮、山西、川匂において都市公園等の誘致圏から外れる箇所があり、この3地区ではアンケート調査においても公園の数が少ないと回答されるなど、公園整備の必要性が高くなっている。身近なレクリエーションの場として考えた場合、面積にこだわるよりも、必要な箇所を整備を行うことが重要と思われるため、不足地域にそれぞれ街区公園を整備することとし、二宮3箇所、山西1箇所、川匂1箇所の計5箇所、1箇所0.25haとして約1.25ha程度を整備することを目標として掲げる。

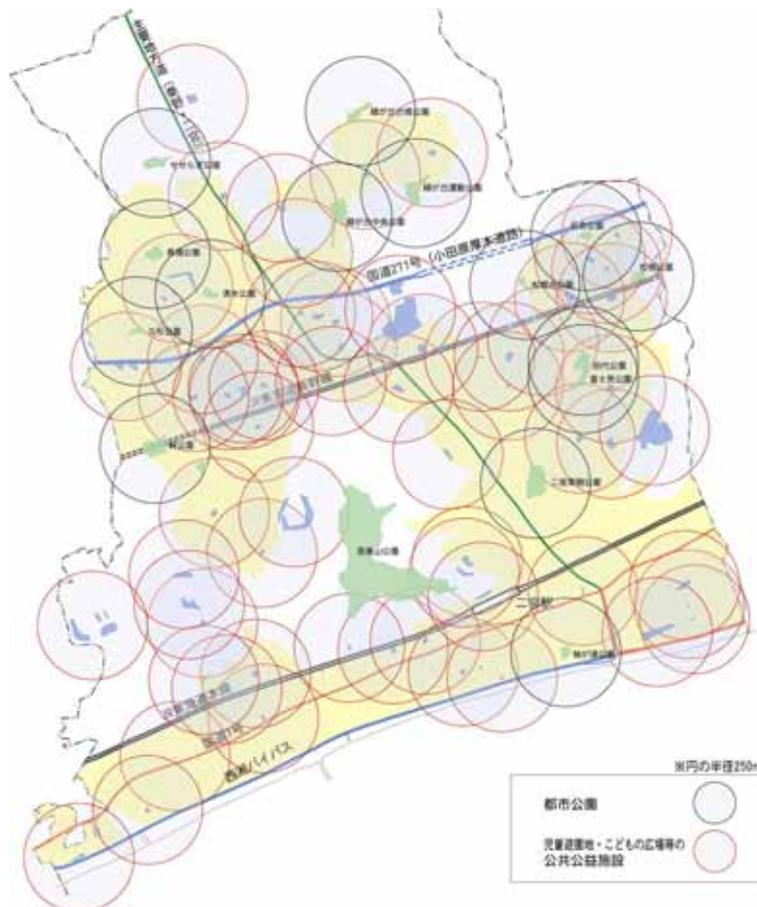


図5 - 3 - 4 都市公園等の誘致圏現況図

保全対象緑地を活用した公園的空間の提供

次に、都市公園としての整備以外の方策として、公園的に利用できる緑地の整備について目標設定を行う。前項の緑地確保の目標水準において保全を掲げている緑地を対象に公園としての利用可能性等について検討を行った。この結果、保全緑地 73ha のうち 11ha について公園的に利用できる緑地としての整備を目標として掲げる。

公園的な利用の可能性、利用目標等についての検討結果を表 5 - 3 - 6 に示す。

表 5 - 3 - 5 保全対象緑地を活用した公園的空間の提供方策と面積

保全対象緑地	面積	公園的利用の可能性	利用目標	面積
1: 海岸地帯の松林	2ha	民有地の宅地内など、規模の小さいものは利用が難しいと考えられるが、現在保全対象として考えている公有地については利用可能。	公有地2ha(松林全体の20%程度)については、公園的な利用を目指す。	2ha
2: 区画整理、開発行為等の事業終了地内の緑被地(山林)	12ha	企業の所有地等、大規模な緑地について、協力呼びかけ・契約等により可能	災害等の危険やアクセス等の問題がなく、利用可能な箇所5haについては、借地契約や市民緑地契約等により、散策路の整備を行うなど公園的な利用を目指す。	5ha
3: 市街地内のまとまりのある緑被地(山林)	10ha	土地条件や規模等によっては、市民緑地契約の締結等により可能		
4: 市街地内に残された農地: 20%の緑地確保	4ha	農地転用による開発を想定しているため、可能性は低い。	-	-
5: 市街地に隣接するまとまりのある緑被地(山林・農地)	30ha	市街地外であることから、身近で公園的に利用できる緑地としては可能性が低い。	住民による里山の手入れや体験活動の促進など、里山の公園的な利用を目指す。	2ha
6: 二宮海岸における海浜地	15ha	今後の保全・活用により公園的に利用可能	現状で町民・観光客の利用が多い梅沢周辺約2haを対象に、安全なアクセス路、休憩スポットなど快適な利用環境整備により、公園的な利用を目指す。	2ha
保全対象緑地を活用した公園的空間の提供面積計				11ha

目標水準の設定

検討結果より、将来公園面積は、現況 **31.1ha** + 街区公園整備 **1.3ha** + 保全対象緑地を活用した公園的空間の提供 **11ha** で計 **43ha**、1人あたり面積 **13.8 m²/人** を目標とする。

なお、中間年次での目標水準としては、新規確保面積 12ha の半分、6ha を整備し、計 37ha、1人あたり面積 11.8 m²/人程度の面積を確保することを目指す。

表 5 - 3 - 6 都市公園などの施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	現況 平成16年(2004年)	中間年次 平成27年(2015年)	目標年次 平成37年(2025年)
全体面積	31ha	37ha	43ha
1人あたり面積	10.2m ² /人	11.8m ² /人	13.8m ² /人

(3) 緑化の目標

土地利用形態別の緑化面積率の目標を以下のように定める。

この数値を一つの基準としながら、公共施設の緑化充実及び住民や事業所をはじめとする民間の緑化支援により、現状を上回る緑化の推進を行うことを目標とする。

また、特に駅前周辺及び主要道路沿道については、「見た目の緑」の量をイメージづける重要な箇所であることから、緑視率の向上を目指し、重点的な緑化推進を図る。

表5 - 3 - 7 緑化の目標

土地利用形態	緑化面積率	推進目標
駅前周辺 及び 主要道路 沿道	30% 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前広場への樹木植栽などシンボルとなる緑化 ・ 駅前周辺の花と緑による修景 ・ 都市計画道路等における道路緑化の推進 ・ 植え込み、花壇等による道路沿いの緑化 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
公共施設	30% 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町の管理する公共施設についての積極的な緑化 ・ 国や県など他の公共機関への緑化要請 ・ 都市公園における緑化面積の拡大 ・ 河川沿いの緑化推進 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>

土地利用形態	緑化面積率	推進目標
住居系の地域	20%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・花壇や鉢などによる玄関先などの緑化 ・生け垣の推進による街並みの緑化 ・住宅団地における前庭緑地化 ・緑地協定による緑豊かな住宅地づくり 
商業系の地域	20%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・花壇や鉢などによる店先などの緑化 ・店舗、商業ビル、事務所などの接道部の緑化 ・屋上、壁面緑化等の推進 
工業系の地域	20%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・接道部のフェンス等における花や緑による修景 ・工場周辺の空き地や境界への緩衝緑地の整備 <p>工場立地法の緑地基準による。</p> <p>樹林が育成する10㎡を超える区画された土地で、10㎡に高木1本以上または、20㎡に高木が1本と低木が20本以上。</p> <p>低木または芝生その他の地被植物で表面が被われている10㎡を超える土地。</p> 

第6章 緑地の配置方針

6 - 1 4系統別緑地の配置方針

現況解析と計画に向けての課題の整理結果を踏まえ、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の4系統別に緑地の配置方針について検討を行う。

(1) 環境保全系統

環境保全系統では、都市の骨格となる緑、地域の個性を形成する緑、自然との共生に資する緑などについて、その存在意義を重視して次のように配置方針を定める。

南部の中央に位置している吾妻山、市街地を囲む山地、農地の緑等は、町の骨格を形成する緑として保全に努める。

葛川、打越川とその河川沿いの緑について、都市環境を保全する緑空間として保全・活用を進める。

町内に点在している史跡・天然記念物と一体となった緑や社寺林、自然環境保全地域の緑は、地域の個性を形成する拠点的な緑として保全・活用を進める。

自然環境保全地域に指定されている川勾神社、山王山の緑や、天然記念物に指定されている貴重な緑や保存樹等の緑も多く残されており、自然との共生の観点から重要な緑として保全を図る。

吾妻山は吾妻山公園として整備されており、面積約11haと大規模であるため、市街地周辺のまとまりのある緑地空間として保全・活用を進める。

街区公園や児童遊園地、公共施設緑地などをはじめとする市街地内の緑地は、生活環境のなかできめ細かいオープンスペースを提供し、都市環境保全効果を発揮しているため、既設箇所における機能向上と不足箇所への新規整備及びネットワーク化を進める。

配置方針

都市の骨格となる山地・農地の緑	
都市の骨格となる河川の緑	
優れた自然・風土を有する緑	
史跡・天然記念物と一体になった緑	
都市環境を保全する身近な緑	

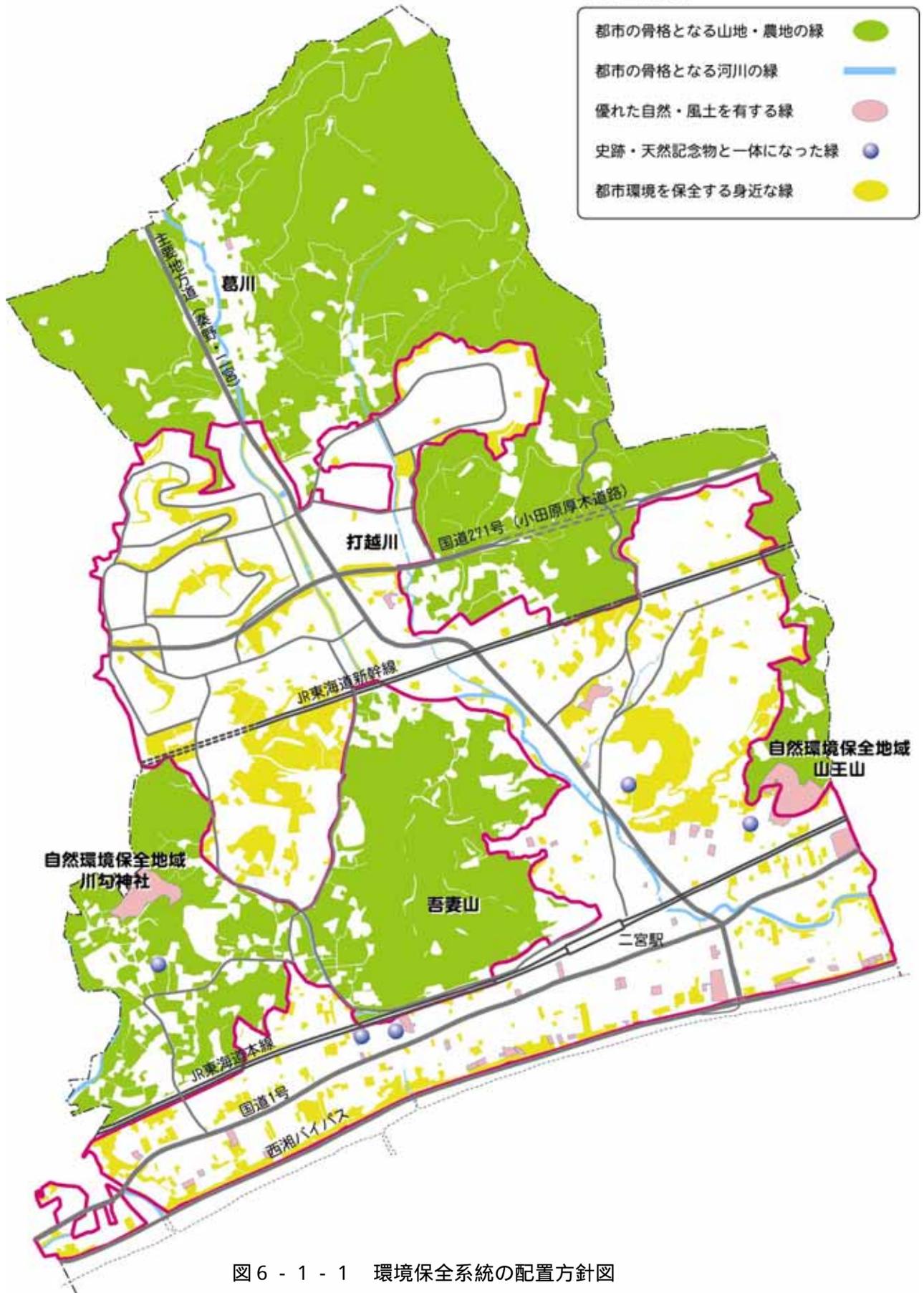


図6 - 1 - 1 環境保全系統の配置方針図

(2) レクリエーション系統

レクリエーション系統では、多様化するレクリエーション需要に応え、日常的な、また全町的なレクリエーション活動に対処し得るような主として利用を重視した機能を重視して、次のように配置方針を定める。

町民が気軽に訪れ、日常的に利用できるレクリエーション施設としては、身近な地域に街区公園や児童遊園地、公共施設緑地などがある。これらの緑地は、生活環境の中に溶け込み、いつでも誰でも利用できるオープンスペースとして、楽しさや安らぎなどの効果をもたらしており、より一層の機能向上・活用を図る。

教育施設のグラウンド等の公共公益施設の緑も、レクリエーションの場として重要な緑地であり、公園等の緑地とのネットワーク化により、活用を進める。

街区公園等の身近な公園に関する充足度検証結果より、誘致圏域から外れている二宮、山西、川匂等の一部については、身近なレクリエーション空間の確保に努める。

吾妻山公園のような大規模公園のほか、二宮果樹公園、二宮せせらぎ公園、袖が浦海岸等については、居住環境を中心とした日常からしばし離れ、週末などに家族や仲間と楽しく過ごすことができるような非日常的なレクリエーション空間としてネットワーク化、機能向上を図る。

点的なレクリエーション空間をつなぎ、線や面として広がりのある環境を形成するネットワーク要素となる緑として、葛川や打越川の河川緑地等の保全・活用を中心にレクリエーション軸の形成を進める。

緑化された道路についても、公園などの点的な緑地をつなぐ機能があり、緑のネットワークを形成する重要な緑地として整備を進める。

配置方針

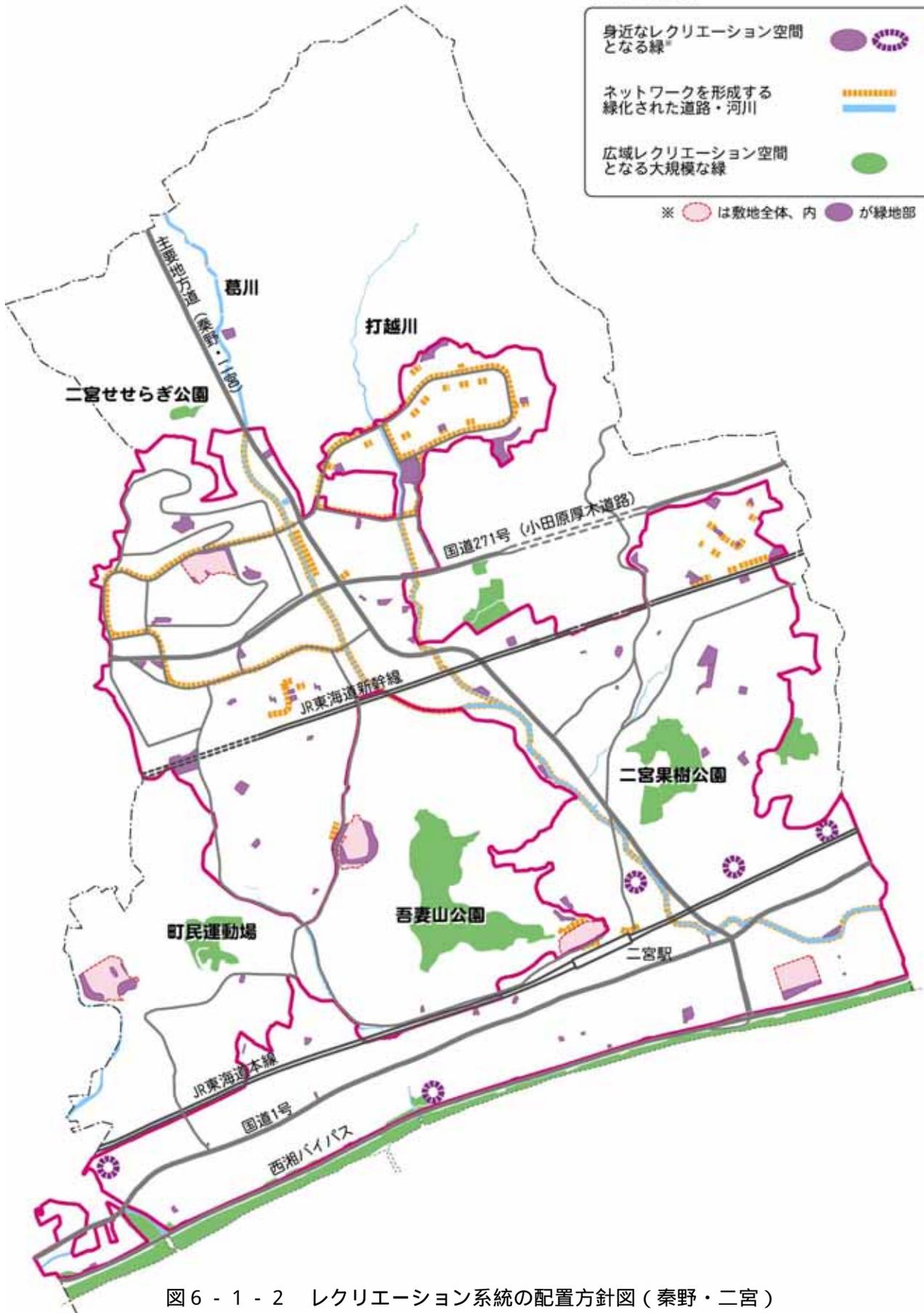
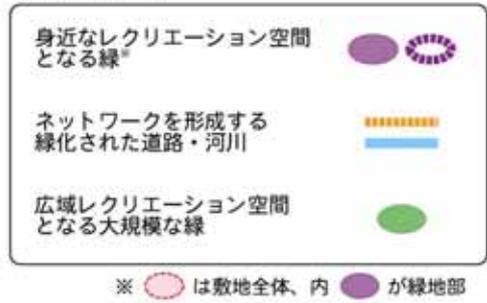


図6 - 1 - 2 レクリエーション系統の配置方針図（秦野・二宮）

(3) 防災系統

防災系統では、災害の防止あるいは災害時における避難路、避難地の形成、災害に強い都市構造の形成や多様な防災活動拠点の確保等の役割を果たす機能を重視して、次のように配置方針を定める。

地域防災計画における広域避難場所としては、教育施設のグラウンド、果樹園等が位置付けられている。これらは、街区公園等の小規模な都市公園と連携しながら、災害時の避難地として、また、救援活動の場所として機能する重要な緑であり、ネットワーク化、機能向上による防災機能の向上に努める。

都市公園のうち、吾妻山公園、二宮せせらぎ公園、二宮果樹公園などの比較的規模の大きいものは、備蓄倉庫や貯水槽などの設置も可能であり、災害時の防災活動拠点として機能向上・活用を検討する。

街路樹のある緑化された道路（防火帯、道路騒音の緩和）、市街地内を流れる葛川、打越川（防火帯、防火用水）、公共施設のオープンスペースなどは、火災時の延焼遮断帯となり、騒音や大気汚染を緩和する役割と有しており、保全・整備によるネットワーク化を進める。

砂防指定地、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流氾濫区域等の災害危険箇所では、周辺緑地が防災上重要な役割を果たしているため、これら緑地について保全に努める。

袖が浦海岸等の松林の一角は防風・防潮林となっており、これらの災害防止において重要な緑について、保全を図る。

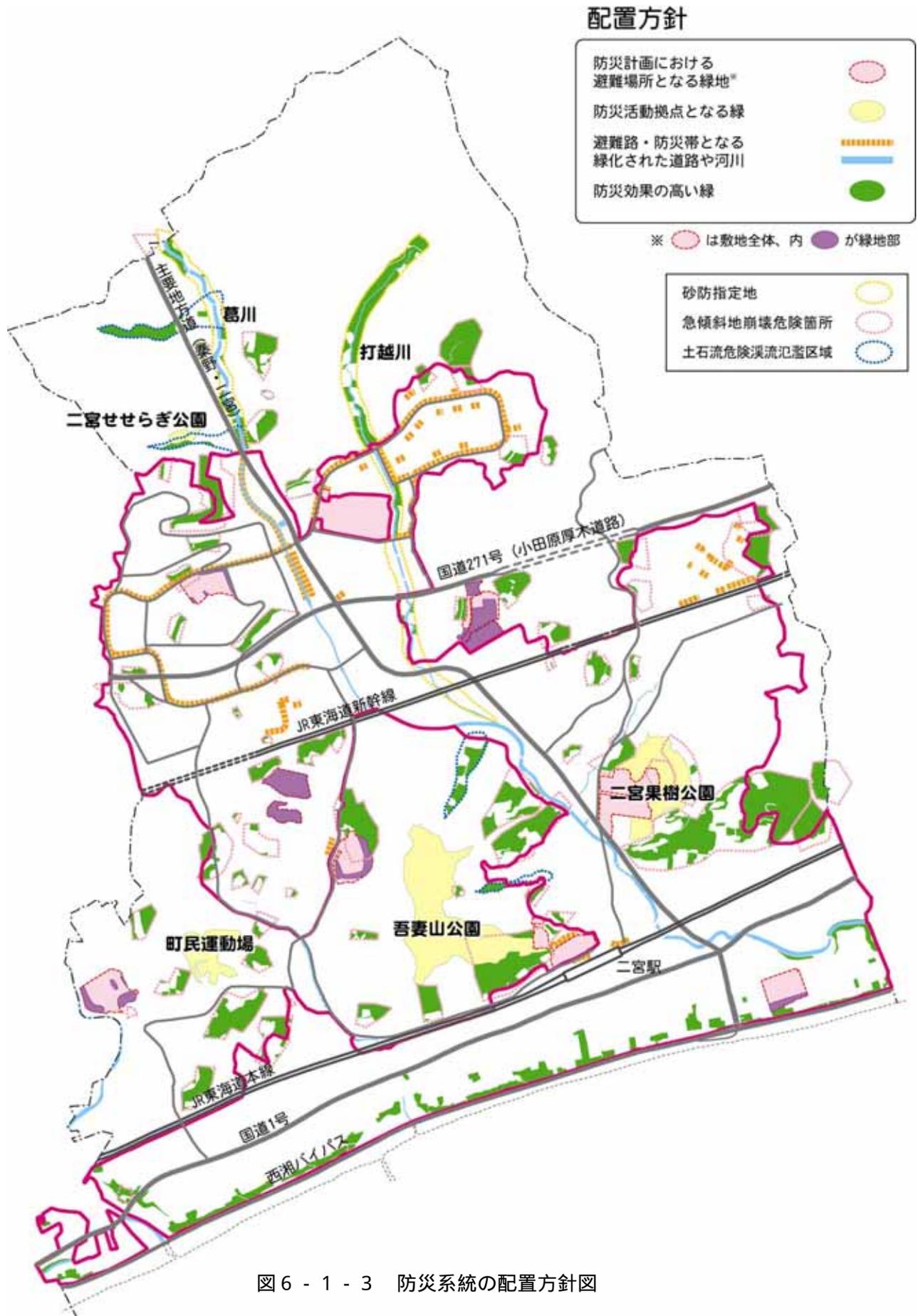


図 6 - 1 - 3 防災システムの配置方針図

(4) 景観系統

景観系統では、市街地を取り囲み、その背景となる緑地、市街地内の社寺林などの郷土景観を形づくる緑地、市街地内のランドマーク・シンボルとなるような緑地など、特色あるまちづくりに資するような主として都市景観を重視した機能を重視して、次のように配置方針を定める。

市街地を取り囲み、その背景となる山地や農地の緑は、奥行きのある豊かな景観形成に寄与しており、町における貴重な景観資源として、保全に努める。

葛川や打越川など町内を流れる河川は、桜並木を有する箇所もあり、生活に潤いを与え良好な河川景観を形成しており、保全と緑のネットワーク化を進める。

町に点在する史跡・天然記念物等と一体になった緑や社寺林、自然環境保全地域、袖が浦海岸等の松林は、地域の歴史・風土を感じさせる良好な景観を呈している。これらは、地域に根ざした景観スポットとして保全を図る。

街区公園や公共施設緑地は、地域コミュニティレベルでの修景効果を発揮しており、機能向上やネットワーク化を進める。

展望台から相模湾や富士山が望め、素晴らしい眺望を有する緑となっている吾妻山について、保全・活用を進める。



図6 - 1 - 4 景観系統の配置方針図

6 - 2 総合的な緑地の配置方針

4系統別の配置方針を踏まえ、二宮町における総合的な緑地の配置方針図を作成した。

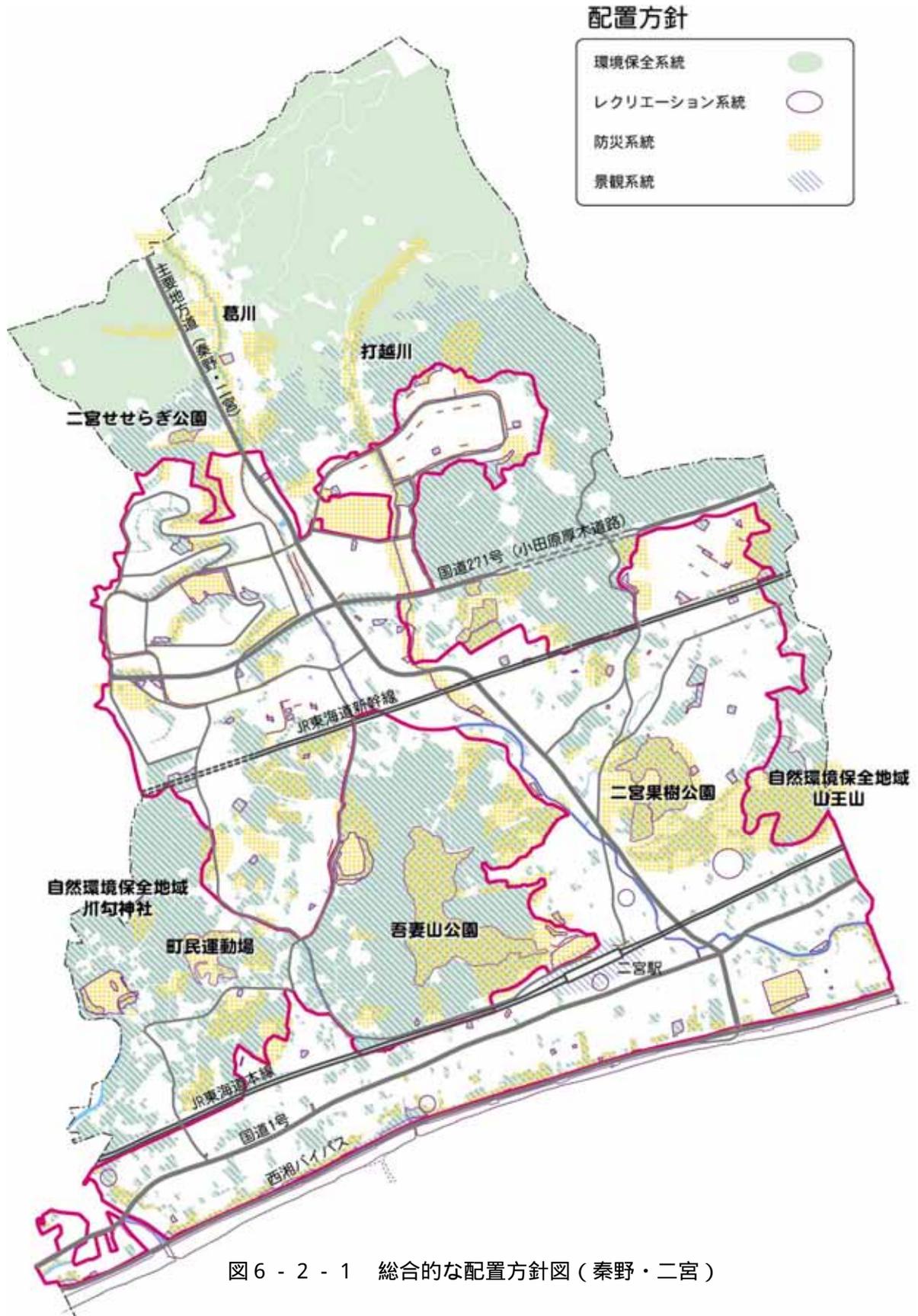


図6 - 2 - 1 総合的な配置方針図（秦野・二宮）

6 - 3 緑化重点地区の設定

緑地の整備、都市緑化等を重点的に推進する地区として、緑化重点地区の設定について検討を行う。緑化重点地区の設定にあたっては、都市マスタープランにおける地域別構想を十分に踏まえる。また、設定された緑化重点地区については、あわせてその地区の緑の現況を把握し、地区の緑づくりの課題を整理する。

(1) 緑化重点地区設定の考え方

緑化重点地区は、「緑の基本計画」制度の創設に伴い、法律上の制度として新たに設けられた。緑の基本計画がめざすものをモデル的に具体化し、住民の身近な緑とオープンスペースを確保するとともに、他の地区での緑化意識の高まりなどの波及をめざすことを目的としている。(緑化重点地区内で行う緑化事業については、緑化重点地区整備事業として事業補助採択も可能)

ここでは、総合的に緑化を進めていくなかで、緑地の整備や都市緑化などを重点的に推進していく地区のモデルとして、緑化重点地区を設定する。

設定にあたっては、具体的、かつ、できる限り早急に実現可能な地区を選定するため、都市の発展動向などをふまえ、次のような視点で設定することとされている。

駅前等都市のシンボルとなる地区

特に緑の少ない地区

風致地区などで都市における風致の維持・創出が特に重要な地区

避難地の面積が十分でない等防災上課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要性が特に高い地区

緑化の推進の住民意識が高い地区

市街地開発事業等の予定地区

緑地協定の締結の促進等により、良好な住宅地の形成を促進する地区

都市公園を核として都市住民の憩いの場の創出を図る地区

公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区

ヒートアイランド現象の緩和等都市環境の改善が必要な地区

(2) 二宮町における緑化重点地区の設定

二宮町においては、都市特性や地域の緑の状況等を踏まえ、総合長期プランにおける位置づけ等についても考慮した上で、「二宮駅・果樹公園周辺」「二宮海岸周辺」の2地区を緑化重点地区として設定する。

ただし、詳細な地区の選定については、今後各地区の状況や住民意向等を踏まえて検討を行い、適宜、緑化重点地区整備事業の事業化を目指すものとする。

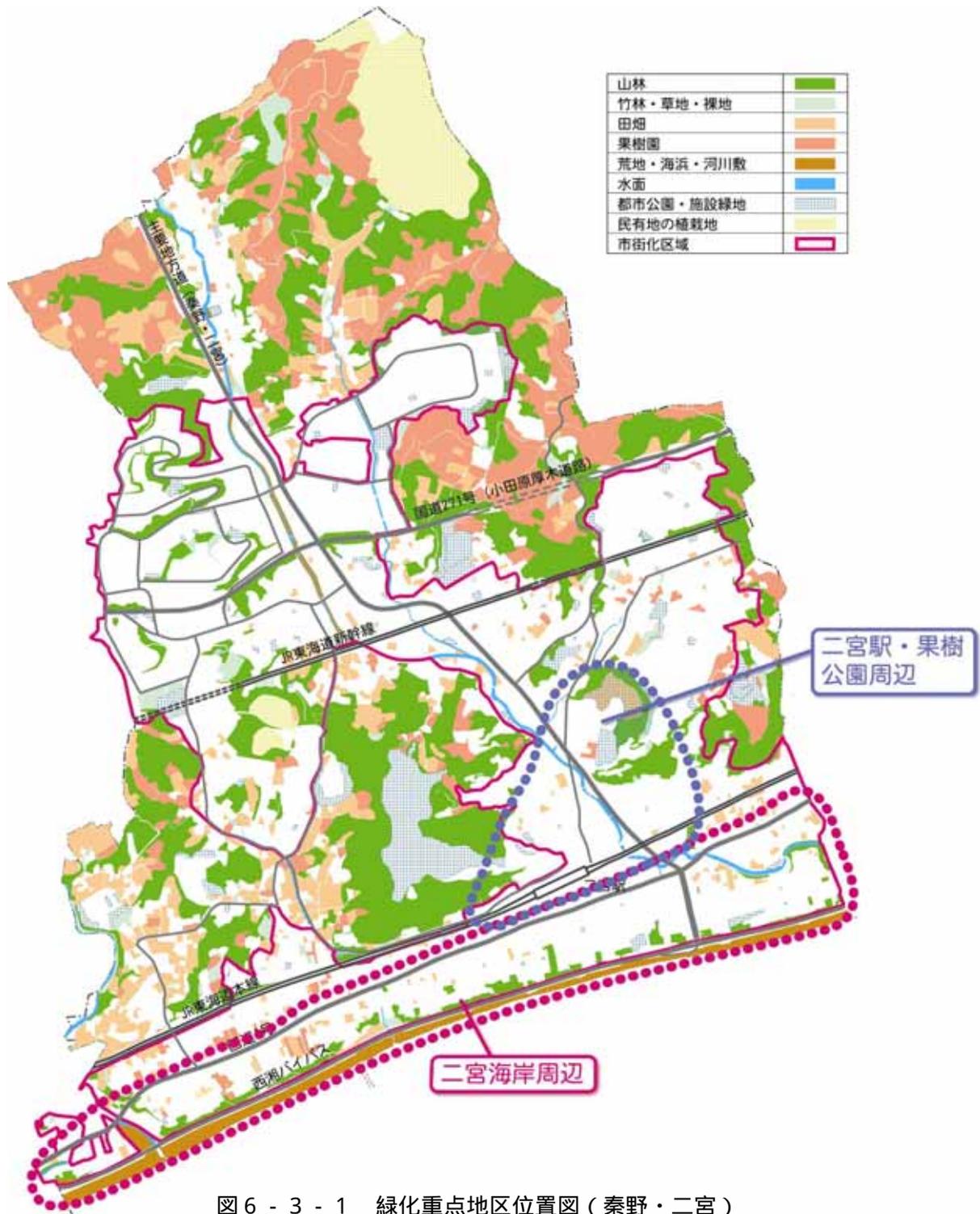


図6-3-1 緑化重点地区位置図(秦野・二宮)

(3) 各地区の現況と課題

「二宮駅・果樹公園周辺」「二宮海岸周辺」の2つの緑化重点地区について、現況・課題を整理する。

二宮駅・果樹公園周辺

二宮駅を含んだ南口商店街及び北口商店街からラディアンまでを含んだ区域は、にのみや長期総合プランにおいて中心核として位置付けられている。

この中で、二宮駅北口においては駅前広場などの基盤整備を含めた面的整備の推進と商業・業務機能の集積を図ることとされている。また、ラディアン及び果樹公園については、交流・文化拠点として、町の文化及び交流ふれあいの中心的な役割を担っている。

さらに、駅前広場の広場機能の充実や駅から北口商店街、ラディアン、南口商店街までを結ぶ歩道の整備を推進し、回遊性の向上とにぎわいの創出を目指すこととされている。

このようなことから、本地区においては、二宮町の顔として、緑豊かで美しい街並み景観と歩いて楽しい花と緑のネットワーク形成など、誰もが快適に過ごせる空間の創出が求められる。



ラディアン前の花壇



二宮果樹公園

二宮海岸周辺

二宮町の歴史、風土を語る上で、二宮海岸と東海道は欠かせないものとなっており、特に、“こゆるぎ”と呼ばれる緩やかな曲線に沿って連なる海岸と松林は、二宮町の原風景である。また、これら松林は、美しい景観を提供するとともに、防風・防潮など防災上も重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年、松くい虫による被害や住宅を建設する際の伐採等による松林の減少や海岸の浸食といった問題が発生している。

以上のようなことから、松林、二宮海岸を一体化した歴史を感じる緑景観づくりのため、松林の保全・再生による海岸景観の保全と一層の環境美化に努めることが求められている。



二宮海岸（遠景）

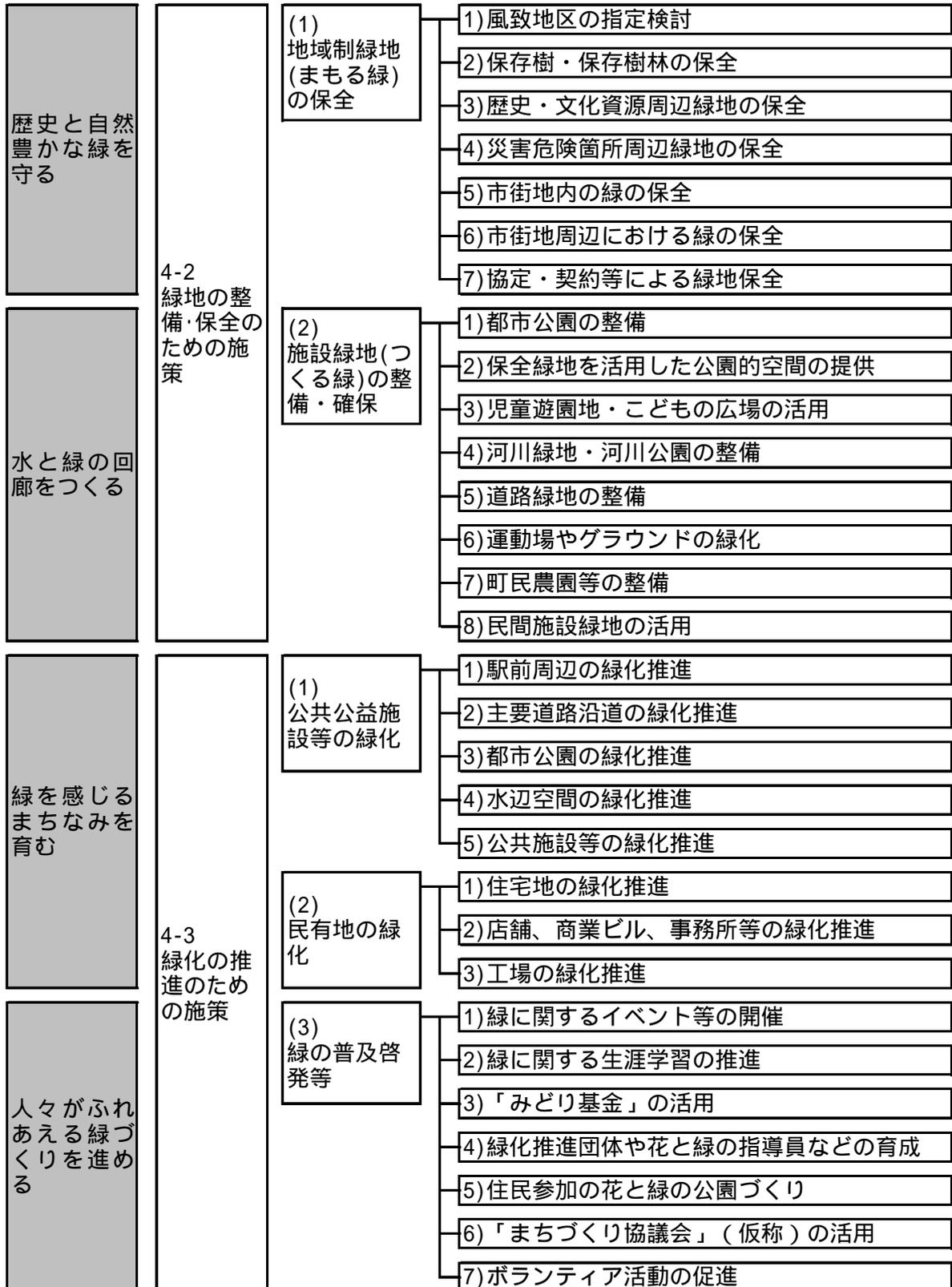


海岸沿いの松林

第7章 実現のための施策

7-1 施策体系

以下に、施策の基本的な枠組みとして、基本方針を踏まえて整理した施策体系を示す。



7 - 2 緑地の整備・保全のための施策

緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針等を踏まえ、地域制緑地指定の考え方と目標、都市公園等の施設緑地の整備の考え方と目標を以下に示す。

(1) 地域制緑地(「まもる緑」)の保全年方針

既存の緑地を対象に、法律や条例等による土地利用コントロールにより確保していきとうとする地域制緑地の今後の保全・指定等のあり方について、以下に整理する。

1) 風致地区¹の指定検討

二宮町においては、吾妻山において、約58haの風致地区が指定されているが、現在指定されている区域の北側など、市街地に近接し、良好な景観や自然的環境の残されている区域について風致地区の拡大指定ができないか検討していく。

また、葛川沿いの桜並木や海岸線の松のように、美しい自然景観を形成している緑地についても風致地区や保存樹林など、保全のための方策が可能かどうか検討を行う。

2) 保存樹・保存樹林²の保全

二宮町では、保存樹木が336本指定されており、樹種としては松が279本と多くなっている。これら保存樹木については、定期的な巡回などによる維持管理の支援に努める。

また、特に、海岸地帯の松林一帯は、歴史的な価値を有するほか、防風・防潮林としての役割を持ち、津波等の災害時にも防災効果を発揮することが期待されるため、保存樹木・保存樹林の指定拡大や緑の保全及び緑化推進に関する要綱の見直し等について検討し、優れた緑の保全に努める。さらに、樹木医等の専門家のアドバイスを受けながら、松くい虫の被害を受けた松の植え替えや補植等を進めるなど、生態系とのバランスのとれた松林の維持に努める。

1：風致地区

風致地区は、都市の風致(丘陵、樹林、水辺地等の自然が豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然的環境のこと)を維持するため、都市計画法に基づき、都市計画に定める地域地区である。地区内では、建築物の建築等一定の行為については、都道府県知事の許可が必要であり、都市の風致を維持するために政令及び条例で定める基準に該当しないものについては不許可とされる。

2：保存樹・保存樹林

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、都市計画区域内における一定の要件に該当する樹木または樹木の集団のうち、市町村長が、都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定したもので、保存樹・保存樹林の所有者は、枯損防止等保存に努める義務がある。

3) 歴史・文化資源周辺緑地の保全

二宮町の代表的な歴史・文化資源として挙げられる川勾神社周辺は、自然環境保全地域¹に指定されており、今後とも、豊かな自然環境の保全に努める。

また、その他にも町内に埋もれている歴史・文化資源を掘り起こしながら、周辺緑地の保全に努め、優れた歴史・文化にふれあえる場として活用を図る。

4) 災害危険箇所周辺緑地の保全

砂防指定地²、急傾斜地崩壊危険箇所³、土石流危険渓流氾濫区域⁴等の災害危険箇所では、周辺緑地が防災上重要な役割を果たしているため、これら箇所の周辺緑地について適切な管理及び保全に努める。

5) 市街地内の緑の保全

事業終了地区内に残された山林の保全

市街地内では、区画整理、開発行為等により大規模住宅開発等が多く実施されてきた。これら事業終了地区内に残された緑被地(山林)約12haについては、居住環境を保全する緑として、事業者への協力呼びかけ等により持続性を担保するとともに、適切な維持管理について指導・支援に努める。

1 : 自然環境保全地域

自然環境保全法、神奈川県自然環境保全条例に基づき、森林、草原、河川、湖沼、海岸若しくは海面の区域又は自然環境がこれらに類する区域(これらと一体となって自然環境を形成している区域を含む。)で、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを指定している。

指定区域内では、建築物の建築等一定の行為については、都道府県知事への届出が必要であり、自然環境の保全のために必要があるときには行為の禁止、制限等の措置が講じられる。

2 : 砂防指定地

土石流、山崩れなどによる土砂災害を未然に防ぐための砂防ダムなどの工事をしたり、土地の形を変えるなどの行為を制限する区域。砂防指定地内で建築物・工作物の設置、土地の形状変更、土石の採取などをするとき、土砂の流出などによる災害を防止するため知事の許可が必要。

3 : 急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度30度以上、高さ5メートル以上の急傾斜地で人家が立地している区域や今後新規の住宅立地等が見込まれる区域に被害を及ぼす恐れのある箇所。急傾斜地崩壊危険区域内で工作物の設置、土地の形状変更、水の放流などを行うときは、がけくずれや地すべりによる災害を防止するために知事の許可が必要。

4 : 土石流危険渓流氾濫区域

土石流の発生の危険性があり、人家が立地している区域や今後新規の住宅立地等が見込まれる区域に被害を及ぼす恐れのある渓流の氾濫区域(氾濫区域:地形条件によって土石流の堆積や氾濫が予想される区域)

市街地内に残された山林の保全

の山林を除くと、市街地内に残された担保されていない山林（緑被地）は約14haとなる。これらのうち、ある程度の規模を有するまとまりのある箇所や急傾斜地など防災上重要な箇所については、重要な緑として風致地区や緑地保全地区指定等の保全方策について検討を行うこととし、約10haを担保する。また、適切な維持管理について指導・支援に努める。

市街地内に残された農地における緑地確保

市街地内に残された農地約22haは、現在の農地転用状況（1.6ha/年程度）から考えると、20年間でほぼ全てが転用されると考えられる。これらは、事業者への協力呼びかけ等により、開発時に20%緑地を確保することで、約4haを緑地として確保していくことを目指す。

6) 市街地周辺における緑の保全

市街地を囲む山地の緑の保全

二宮町の市街地を囲む山地の緑は、地域森林計画対象民有林¹に指定されているが、これらの指定は比較的担保力が低いことから、一体的な保全と適切な維持管理について事業者や所有者への協力呼びかけ・支援に努め、緑の遠景の保全を図る。

特に、古くから人々の生活と深い関わりを持ってきた「里山」である市街地に近接する山地については、住民による手入れや間伐材の利用等体験活動を促進し、保全・育成に努める。また、これらの山地は景観上も重要な役割を持っていることから、開発が行われる場合には事業者や所有者の協力を得て樹林帯の保全を行うとともに、高木の植栽を促進するなどの方策を検討する。

市街地周辺の農用地の保全

二宮町の市街地を囲む畑、果樹園等の農地の緑は、空間的なゆとりをもたらすとともに、四季折々に変わるのどかな姿に季節感を感じることができる。

これらの農地のうち、農業振興地域・農用地区域²に指定されている箇所は、優良な農地として今後も保全が必要な区域であり、緑が豊かでのどかな田園風景を保てるよう保全に努める。また、耕作放棄地の増加による農地の荒廃等を防ぎ、農地を守るため、新規就農者の受け入れ体制の整備等についても検討を行う。

1：地域森林計画対象民有林

都道府県知事が全国森林計画に即してたてる地域森林計画の対象となっている民有林（保安林、保安施設地区の区域内および海岸保全区域内の森林を除く）。一定規模以上の開発行為をしようとする者は、原則として、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2：農業振興地域・農用地区域

農業振興地域制度では、農業振興地域内に農業として利用すべき区域として「農用地区域」を設定することとなっており、同区域内の農業上の利用を確保するため、原則、農業以外への利用（一時的なものを除く）を禁止している。農用地区域は、市町村が策定する「農業振興地域整備計画」中の「農用地利用計画」にその区域等が具体的に設定されている。

二宮海岸における海浜地の保全

二宮海岸は、市街地に接する貴重なオープンスペースであり、レクリエーションの場としての役割も果たしている。このため、海浜地約 15ha について、風致地区指定等の検討を行い、保全に努める。

7) 協定・契約等による緑地保全

緑地協定制度¹等の検討

住宅地区の緑を保全するとともに、新興住宅地などでの緑の創造を図り、二宮らしさをかもし出す緑を創造するため、緑地協定等の制度内容について住民への周知を図るなど、締結に向けた支援を行う。

市民緑地制度²の検討

二宮町において、緑とオープンスペースを確保していくためには、都市公園の整備とあわせて、市街地内に残された緑地の保全を図るとともに、これらを住民が公園的に利用できる緑地空間として確保していくことが重要になる。

このため、市街地内の民有緑地を対象に、土地の所有者が自らの土地を住民が利用できる緑地として提供することを支援・促進するための市民緑地制度の活用について検討を行う。

1：緑地協定制度

土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する事項を協定する制度

2：市民緑地制度

地方公共団体等が土地の所有者との契約に基づき一定期間住民の利用に供する緑地を設置・管理する制度。土地所有者には、相続税の評価減（契約期間 20 年以上の場合）等のメリットがある。

参考) その他の地域制緑地

その他の地域制緑地に関わる地区指定・制度としては、以下に示すような都市緑地法に基づいた地区指定・制度等がある。

二宮町においては、現時点で適用が想定されるものではないが、住民ニーズ等により必要性が高いと考えられる箇所がある場合には、今後、適用を検討していく。

制度名	概要
緑地保全地域	<p>都市計画区域内の緑地のうち、無秩序な市街地化の防止等一定の要件に該当する相当規模の区域について、それを保全するため、都市計画に定めることのできる地域地区。</p> <p>都道府県は、当該地域における行為の規制の基準等に関する緑地保全計画を定めなければならない。</p> <p>地域内での建築物の建築等一定の行為については、都道府県知事への届出が必要であるが、行為の禁止、制限等のため損失を受けたものに対しては、損失補償の制度が設けられている。</p>
特別緑地保全地区	<p>都市計画区域内の緑地のうち、無秩序な市街化の防止や風致または景観が優れている等一定の要件に該当する区域について、それを保全するため、都市計画に定める地域地区。</p> <p>地区内での建築物の建築等一定の行為については、都道府県知事の許可が必要であるが、不許可のため損失を受けたものに対しては、損失補償、土地の買い入れの制度が設けられている。</p>
地区計画等の区域内における緑地の保全	<p>地区計画等の区域内の樹林地・草地等について、町の条例で、木竹の伐採等について許可制とすることができることとする。</p>
緑化地域	<p>市街化区域内で、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域について、都市計画に定めることのできる地域。</p> <p>当該地域内の敷地が大規模な建築物の緑化率は、当該地域に関する都市計画に定められた緑化率の最低限度以上でなければならない。</p>

(2) 施設緑地(つくる緑)の整備・確保方針

「つくる緑」としては、都市公園の整備や保全緑地を活用した公園的空間の提供、その他公共施設緑地の整備や民間施設緑地の活用等を進める。この際には、防犯面等へも配慮し、人々が安心して利用できる緑地空間を確保していく。

1) 都市公園の整備

街区公園等の身近な公園に関する充足度検証結果より、誘致圏域から外れている二宮、山西、川匂等の一部を対象に、新たな街区公園5箇所、1箇所0.25haとして計約1.25haの整備を推進する。

2) 保全緑地を活用した公園的空間の提供

都市公園としての整備以外の方策として、前項の地域制緑地の保全方針において保全を掲げている緑地73haのうち、11haを対象に、公園的空間を提供するための整備を進める。

保全対象緑地を活用した公園的空間の利用目標

保全対象緑地	利用目標	面積
海岸地帯の松林	公有地2ha(松林全体の20%程度)については、公園的な利用を目指す。	2ha
区画整理、開発行為等の事業終了地内の緑被地(山林)	災害等の危険やアクセス等の問題がなく、利用可能な箇所5haについては、借地契約や市民緑地契約等により、散策路の整備を行うなど公園的な利用を目指す。	5ha
市街地内のまとまりのある緑被地(山林)		
市街地に隣接するまとまりのある緑被地(山林・農地)	住民による里山の手入れや体験活動の促進など、里山の公園的な利用を目指す。	2ha
二宮海岸における海浜地	現状で町民・観光客の利用が多い梅沢周辺約2haを対象に、安全なアクセス路、休憩スポットなど快適な利用環境整備により、公園的な利用を目指す。	2ha

3) 児童遊園地・こどもの広場の活用

町内には児童遊園地が41箇所、こどもの広場が15箇所開設されており、総面積はそれぞれ約2.5ha、約0.3haとなっている。

これらは大部分が市街化区域内に立地しており、街区公園等の都市公園を補完する役割を有していることから、街区公園等の身近な公園に加えて今後とも活用を図る。

4) 河川緑地・河川公園の整備

現況では葛川沿いの散策路・桜並木が整備されており、住民の憩いの場として活用されている。

今後は、河川の自然環境を保全しながら、水と緑に親しめる空間を創出するため、散策路ネットワークの整備推進等について管理者である県へ要望していく。

また、この際には、河川敷にビオトープ的な環境を整備するなど、野生生物が生息できる空間づくりについて検討を行う。

5) 道路緑地の整備

街路樹については、百合が丘、緑が丘周辺で整備されているほか、駅前や葛川周辺等に部分的に植栽されている状況である。また、緑が丘、中里、富士見が丘の3地区において計28箇所の緑道が整備されており、住宅団地内を中心に緑のネットワークが形成されている。

今後は、幹線道路を中心に、都市計画道路の整備や既存道路の改修にあわせて、街路樹・花壇などによる緑化に努める。また、国道1号沿いに残された松など、歴史的価値のある道路緑地について貴重な緑空間として保全を図るよう、管理者である国へ要望していく。

6) 運動場やグラウンドの緑化

町内にある小中学校の校庭は、街区公園を補完する身近なレクリエーション空間として活用を図る。さらに、多くが地域防災計画における避難地として指定されているため、緑化推進によって、安全な避難場所の確保に努める。

また、その他の運動場やグラウンド等については、緑化推進によって、学習・スポーツの場として緑の質と量の向上を図る。

7) 町民農園等の整備

「町民ふれあい農園」や「農業公園」の整備、「果樹公園」の活用等について検討し、非農業者が農地や農産物にふれられる緑地空間の創出を目指す。

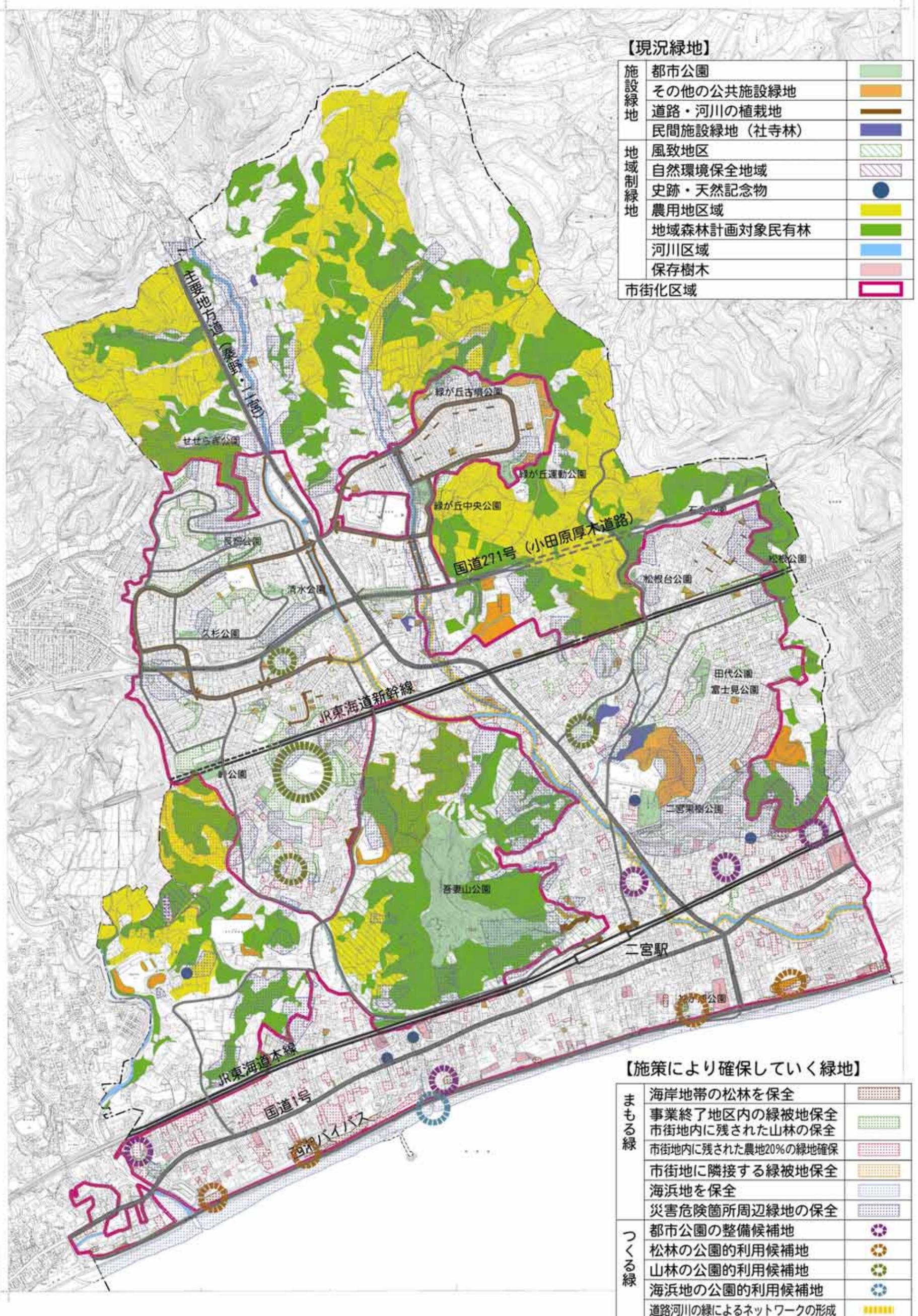
8) 民間施設緑地の活用

二宮町の民間施設緑地として、海岸線の松や企業の所有地、社寺林等がある。

特に、海岸の松林は、地域の歴史・文化を代表する空間を形成していることから、企業の所有地等、大規模なものを中心に保全への協力を呼びかけるとともに、契約・協定等による公園的な利用の可能性について検討を行う。また、民有地内の松についても、松くい虫の防除に努めるとともに、衰退木については伐倒処理を行うなど、良好な状態で保全するための支援策を講じる。

一方、市街地内の社寺林については、緑地としての持続性も高いことから、市街地内の貴重な緑空間として今後も引き続き保全への協力呼びかけ等を行う。

(3) 実現のための施策の方針図



【現況緑地】

施設緑地	都市公園	
	その他の公共施設緑地	
	道路・河川の植栽地	
	民間施設緑地（社寺林）	
地域制緑地	風致地区	
	自然環境保全地域	
	史跡・天然記念物	
	農用地区域	
	地域森林計画対象民有林	
	河川区域	
	保存樹木	
市街化区域		

【施策により確保していく緑地】

まもる緑	海岸地帯の松林を保全	
	事業終了地区内の緑被地保全	
	市街地内に残された山林の保全	
	市街地内に残された農地20%の緑地確保	
	市街地に隣接する緑被地保全	
	海浜地を保全	
	災害危険箇所周辺緑地の保全	
つくる緑	都市公園の整備候補地	
	松林の公園的利用候補地	
	山林の公園的利用候補地	
	海浜地の公園的利用候補地	
	道路河川の緑によるネットワークの形成	

7 - 3 緑化の推進のための施策

(1) 公共公益施設等の緑化

駅前周辺や道路沿道、都市公園、水辺空間、その他の公共公益施設等については、多くの人が利用する箇所でもあり、特に重点的に緑化を推進する。

また、既存緑化箇所も含め、緑地が良好な状態で保たれ、美しい景観を提供すると共に、環境保全等に最大限に効果を発揮することができるよう、地域住民とも連携を図りながら、維持管理体制の充実に努める。

1) 駅前周辺の緑化推進

駅前周辺は、まちの顔となる地区であり、「見た目の緑」の量をイメージづける重要な箇所であることから、緑化面積率 30%以上を目標に、緑化面積の拡大及び緑視率の向上を目指し、重点的な緑化推進を図る。

この際には、駅前広場への樹木植栽などシンボルとなる緑化や、花と緑による修景など、多様な手法による緑づくりを進める。

2) 主要道路沿道の緑化推進

道路沿いの緑地は、「見た目の緑」の量をイメージづける重要な箇所であることから、緑化面積率 30%以上を目標に、緑化面積の拡大及び緑視率の向上を目指し、重点的な緑化推進を図る。

緑化推進にあたっては、幹線道路を中心に、都市計画道路の整備や既存道路の改修にあわせて、街路樹のみではなく、花壇や植栽等を組み合わせた緑化に努める。また、街路樹の樹種選定に際しては、住民の意見を取り入れ、二宮町らしく、連続性のある道路緑地景観の創出に努めるとともに、現在ある街路樹については、樹種にあったきめ細かい管理を行い、個性ある美しい並木道の育成・形成を図る。

3) 都市公園の緑化推進

緑化面積率 30%以上を目標に、都市公園における緑の割合を高め、うるおいの感じられる都市公園の形成に努める。

また、公園における樹木管理や新たな植樹に際しては、野生生物の生息空間ともなる質の高い緑環境の創出を目指す。

4) 水辺空間の緑化推進

市街地内を流れる葛川等の河川における自然環境を保全しながら、河川沿いの散策路ネットワークの整備や花と緑による緑化に加え、河川の浄化等について管理者である県へ要望するなど、水と緑に親しめる空間の創出に努める。散策路の整備にあたっては、緑化面積率 30%以上を目標にする。

5) 公共施設等の緑化推進

町が管理する公共施設は緑豊かな空間とするよう、緑化面積率 30%以上を目標に、緑化を推進する。また、国や県など他の公共機関にも緑化を要請する。

(2) 民有地の緑化

1) 住宅地の緑化推進

住宅地においては、花壇や鉢などによる玄関先などの緑化や住宅団地における前庭緑地化等により、緑化面積率 20%以上を目標に緑化を推進する。

生け垣設置の支援

道路に面した生け垣の緑は、緑豊かな景観形成に大きな役割を果たすと考えられることから、生け垣設置を奨励するための「二宮町生け垣設置奨励補助制度(仮称)」の創設を検討するなど、生け垣設置を支援するための仕組みづくりについて検討を行う。

緑地協定等締結の検討

住宅地における緑の保全・創造を推進するため、緑地協定等の制度内容について住民への周知を図るなど、締結に向けた支援を行う。

宅地分割時の緑地確保

開発年次が古い住宅団地においては、個々の宅地が分割されて部分的に売却され、その際に緑地が減少する傾向が見られる。このため、このような場合になるべく緑地を残す、また、敷地が狭くて難しい場合には壁面を活用するなど立体的な緑づくりを行うといった方策を講じてもらえるよう、所有者への指導、協力呼びかけ等を進める。

2) 店舗、商業ビル、事務所等の緑化推進

店舗、商業ビル、事務所等においては、花壇や鉢などによる店先などの緑化、店舗、商業ビル、事務所などの接道部の緑化等により、緑化面積率 20%以上を目標に緑化を推進する。

また、敷地面積が狭く、緑化余地が少ない場合等には、平面的な緑化だけでなく、ブロック塀をツタ等の緑により遮蔽したり、屋上・壁面緑化を進める等、立体的な緑づくりを推進するための支援について検討する。

3) 工場の緑化推進

工場の周辺では、緑化面積率 20%以上を目標に、工場周辺の空き地や境界への緩衝緑地の整備、接道部のフェンス等における花や緑による修景など、できるだけ多く緑が植栽されるよう、事業者の協力を求めていく。

工場立地法の緑地基準

樹林が育成する 10 m²を超える区画された土地で、10 m²に高木 1 本以上または、20 m²に高木が 1 本と低木が 20 本以上。

低木または芝生その他の地被植物で表面が被われている 10 m²を超える土地。

(3) 緑の普及啓発等

1) 緑に関するイベント等の開催

二宮町では、「花いっぱい運動」「花とみどりのつどい」などの花と緑に関する催しが行われている。

今後は、これらのイベント等を継続的に開催するとともに、緑化週間、緑化フェア、植樹祭などの緑化に関するイベントなどの企画・開催、地域の祭り等のイベントとの連携等を検討し、緑に関連するソフト施策の総合的な充実に向け取り組んでいく。

2) 緑に関する生涯学習の推進

緑に関する生涯学習として、緑の大切さを広く住民に周知し、植樹などの緑化推進に対する住民意識の向上を図る。このため、各種の緑化啓発のパンフレット発行、インターネットの活用による緑化情報の提供、環境研究等の専門機関による緑や環境に関する講習会の開催等について検討する。

また、子供の頃からの学習が重要であることから、小中学校などでも緑の大切さや二宮の緑の歴史などについて学習する機会を設ける。

3) 「みどり基金」の活用

町内に残された貴重な緑地等の取得や普及啓発活動等に「みどり基金」を活用することで、二宮町の緑を守り育てていく。さらに、基金への寄付者については樹木に氏名等を記したプレートを付すなど、基金の拡充・活用促進のための方策を検討する。

4) 緑化推進団体や花と緑の指導員などの育成

地域住民の自主的な花や緑の創出・維持のため、民間の緑化推進団体や花と緑のアドバイザーなどの育成に努める。

5) 住民参加の花と緑の公園づくり

街区公園などの身近な公園の整備にあたっては、住民参加のワークショップなどにより、地域住民と行政が協働でプランをつくり、地域に根ざした愛着のある公園づくりを目指す。また、既存の公園も含め、安全に管理していくためには、住民と協働での管理を考えていく必要があるため、地域住民と連携した維持管理体制の構築等について検討を行う。

6) 「まちづくり協議会」(仮称)の活用

二宮町に暮らす人々が、このまちをより快適で魅力あるものにするために、開かれた論議や行政との調整などを行うために設立が検討されている「まちづくり協議会」(仮称)等を、緑のまちづくりに関する具体的な提案や実践の場として活用する。

7) ボランティア活動の促進

地域住民による花と緑の維持管理などのボランティア活動を促進するため、制定・設置が検討されている「町民参加条例」(仮称)や「にのみや協働まちづくりセンター」(仮称)等の活用や「アダプト制度」などの導入について検討を進める。

7 - 4 緑化重点地区の緑化推進方針

(1) 二宮駅・果樹公園周辺

二宮駅北口の駅前広場などの基盤整備にあわせ、シンボルとなる樹木の植栽、花や緑による景観形成などにより、二宮町の顔、玄関の役割を果たす場所にふさわしい楽しく潤いのある空間づくりを目指す。

駅前広場と商店街、ラディアン・果樹公園周辺を結ぶ歩道整備や葛川沿いの散策路整備等にあわせ、街路樹の植栽や花壇・植え込みの設置、休憩スペースの確保等を進め、安心して歩ける緑のネットワークの形成を図る。

ラディアン及び果樹公園周辺は、町の交流・文化拠点と位置づけられており、多くの町民が利用することから、ラディアン周辺における花と緑による景観形成を進めるとともに、果樹公園についてはレクリエーション機能や防災拠点機能等の充実について検討を行い、拠点機能の向上を図る。



図7 - 4 - 1 二宮駅・果樹公園周辺地区の緑化推進方針図

(2) 二宮海岸周辺

二宮海岸を「子どもが裸足で歩ける海岸」と呼ばれることを目指して美化に努め、住民参加による清掃活動等の促進や、植栽・ポケットパークの整備等による美しく快適な環境形成を図る。

現状で町民・観光客に多く利用されている梅沢周辺について、安全なアクセス路や休憩スポットなど、快適な利用環境整備を行うことにより、公園的に利用できる空間の提供を目指す。

海岸の松林は、防風・防潮等の機能を有しており、津波等の災害時にも効果が期待されるなど、防災効果の高い緑であり、保全・充実が求められる。このため、松の状況のモニタリング、松くい虫の防除等の適切な管理、松の保存と管理に対する事業者への指導、保存樹木・保存樹林の指定拡大等により、保全・再生に努める。

公有地内の松林については、今後とも保全を図るとともに、公園的に利用できる空間として地域住民に開放するための方策について検討する。

民有地内にある松林については、土地所有者の協力による保全・活用を促進するため、教育・啓発活動を進めるとともに、緑地協定の締結、市民緑地契約の締結等について検討を行う。

国道1号沿いに残された松については、歴史的価値のある道路緑地であるため、貴重な緑空間として保全を図るよう、管理者である国へ要望していく。

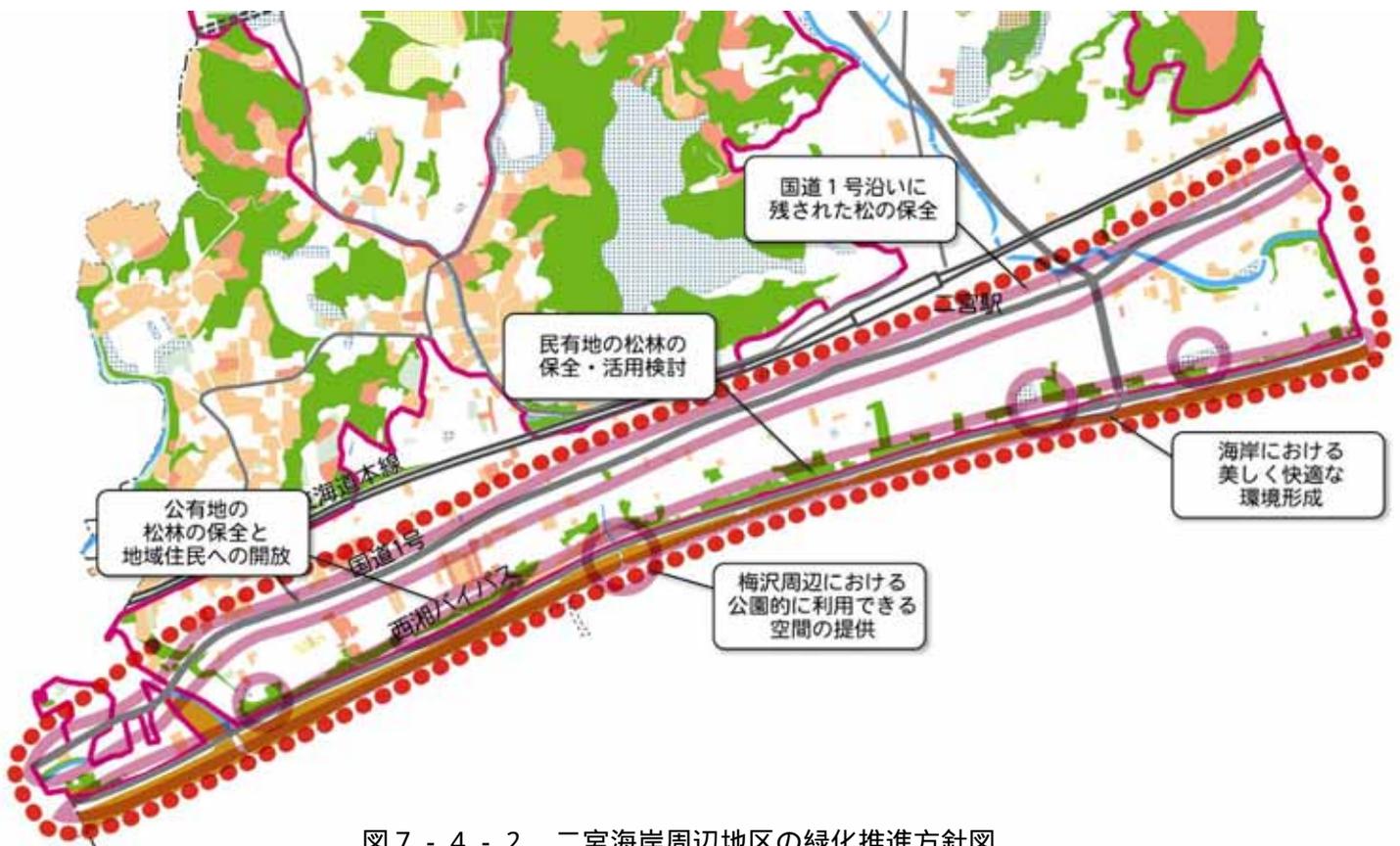


図7-4-2 二宮海岸周辺地区の緑化推進方針図

7 - 5 計画実現に向けて

(1) 基本的な考え方

緑の基本計画は、長期的視点に立った、二宮町の緑とオープンスペースすべてに関わる基本の方針であり、二宮町における緑地の保全・創出と緑化を計画的に進めるためのものである。

今後は、実現化のためのさまざまな手法を受けて、地域の実情や社会的、経済的状况等を勘案しつつ、住民・企業の積極的な参画による行政・住民・企業が一体となった緑づくりを行うことが重要となる。

緑の基本計画推進にあたっては、にのみや総合長期プランにおいてまちづくりの重点プランのひとつに掲げている「わたしが主役の協働まちづくりプラン」を踏まえ、住民、行政、民間事業者が協働して進める緑づくりを基本として進めていく。

(2) 実現に向けた取り組み

住民参加型の緑づくりの推進

住民参加型の緑のまちづくりを有効に進めていくため、緑づくりに関する住民に対する情報提供の推進、身近で親しみやすい参加の場づくり、地域のリーダーとなって緑づくりを推進する人材の発掘・育成への支援など、総合的な方策に取り組んでいく。

優先性を配慮した緑の保全・創出の推進

緑に関する各種施策の実施計画策定にあたっては、住民の要望や財政状況等、重要と判断される事業について優先順位をつけ、早期実現化を検討する。

また、財源の確保とともに、合理的な施策の選択やその計画的な推進により、限られた財政規模のなかで最大限の効果が得られるように努める。

緑の保全・創出と緑化のための適正な指導・誘導

緑の保全・創出や緑化に関して、さまざまな規制・誘導・支援等を行い、町の基本方針に適合するよう努める。

また、各種施策の実施にあたっては、県、関係機関などの連携を強化し、役割分担、計画調整、財政的支援などについての理解と協力を働きかけていく。

時代の変化に応じた柔軟な対応

本緑の基本計画は、将来にわたる構想を示すものであり、今後の時代の変化によっては、適合しなくなる場合も考えられる。

緑の基本計画を継続的に活用していくために、拠点整備の動向や地域別のさまざまな動き、社会情勢に柔軟に対応し、住民参加のもと、定期的に計画の進捗を評価検討し、柔軟に内容の見直しや修正を行っていく。

(3) 計画の改定・見直し

緑の基本計画の改定、見直しにあたっては、以下に示すような変更内容の違いに応じて適宜変更手続きを検討する。

1) 「軽微な変更」と考えられるもの

- ・町の総合計画、都市計画マスタープラン等の策定に基づき、文章表現など部分的な修正が必要になったとき。
- ・名称、数値等の事務的な修正をするとき。
- ・施策の具体化、公園事業の実施設計、緑地保全地区の都市計画決定等に伴うプライオリティの変化、施策の充実、種別・面積・名称等の変更等が必要になったとき。
- ・緑化重点地区等の区域の変更が必要になったとき。

このような変更については、策定プロセス、通知、公表等については、適宜工夫する。

2) 通常の「改定」と考えられるもの

- ・総合計画の基本構想・基本計画の決定、整備、開発及び保全の方針の改定等に伴い、基本的な事項を変更する必要があるとき。
- ・また、緑をめぐる大きな社会的な情勢の変化、法制度の変更が生じたとき。
- ・大規模プロジェクト構想、産業用地のリストラ・遊休地化、高規格道路、鉄道新線、埋め立ての計画、災害発生などによって都市整備と土地利用をめぐる大きな変化が予想されたり、緑の保全・創出に関する施策強化が必要になったとき。

このような「改定」は、通常の策定手順と同じものとなると考えられる。

「緑の基本計画」の策定において、保全配慮地区や緑化重点地区等の即地的な計画については、必要に応じて適宜追加を行うことが望ましいので、その場合には、緑の基本計画の全面改正を行う必要はなく、適宜追加を行うことがより柔軟性のある「緑の基本計画」の姿となる。

二宮町緑の基本計画

発行日 平成 17 年 (2005 年) 3 月

発 行 神奈川県二宮町

編 集 二宮町建設部道路公園課公園緑地係

〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮 961

TEL : 0463-71-3311 FAX : 0463-73-0134

URL : <http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp>